

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年9月9日

【中間会計期間】 2020年度中(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 コーペラティブ・ラボバンク・ウー・アー
(COÖPERATIEVE RABOBANK U.A.)

【代表者の役職氏名】 長期資金調達・資本部長(アジア太平洋)
(Head of Long Term Funding and Capital, APAC)
ヘル・ブルス
(Ger Buls)

【本店の所在の場所】 オランダ国 3521 CB ユトレヒト市クローセラーン18
(Croeselaan 18 3521 CB Utrecht, the Netherlands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅 津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 中村 慎二 / 嶋田 祐輝 / 白藤 祐也 / 梶谷 裕紀
稲村 将吾 / 水間 洋文

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【企業情報】

- (注) 1 本書において、別段の記載がある場合を除き、以下の用語は下記の意味を有する。
「当社」、「当行」、「ラボバンク」または「ラボバンク・ネーデルランド」
：文脈上、別意を指す場合を除き、コーペラティブ・ラボバンク・ウー・アー
「ラボバンク・グループ」
：ラボバンク・グループは、コーペラティブ・ラボバンク・ウー・アーおよびオランダ国内外両方におけるラボバンクの子会社や参加者で構成される。これらをまとめて、ラボバンク・グループとする。
- (注) 2 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ユーロ」はその時々欧州経済通貨同盟に参加している欧州連合の加盟国の単一通貨としてのユーロを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がない限り、1ユーロ = 126.00円の換算率(令和2年8月13日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売相場と買相場の仲値)によって換算されている。
- (注) 3 ラボバンクの決算期は毎年12月31日をもって終了する1年間である。本書では、2019年12月31日に終了した会計年度を「2019年度」といい、他の会計年度についてもこれに準ずる。
- (注) 4 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。

第1【本国における法制等の概要】

2020年1月1日から2020年6月30日までの6ヶ月間(以下「当上半期」という。)中、2020年6月10日に提出した有価証券報告書(以下「有価証券報告書」という。)に記載した内容から重要な変更はなかった。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

主要データ (単位：百万ユーロ)	上半期			通期	
	2020年	2019年	2018年	2019年	2018年
主要財務データ					
普通株等Tier 1比率	16.6%	15.8%	15.8%	16.3%	16.0%
総自己資本比率（BIS比率） ¹	24.3%	24.4%	26.1%	25.2%	26.6%
レバレッジ比率 ²	5.9%	5.9%	6.0%	6.3%	6.4%
リスク加重資産	205,617	207,281	199,348	205,797	200,531
ホールセールによる資金調達	137,523	152,342	163,774	151,742	153,223
収益に対する費用の比率（賦課金を含む） ³	65.3%	64.0%	64.6%	63.8%	65.9%
基礎的な収益に対する費用の比率（賦課金を含む）	64.3%	61.6%	62.9%	62.9%	63.9%
自己資本利益率	1.1%	5.9%	8.5%	5.3%	7.3%
収益	5,212	5,686	6,029	11,915	12,020
営業費用	3,101	3,369	3,611	7,115	7,446
金融資産に係る減損費用	1,442	440	-37	975	190
当期純利益	227	1,212	1,698	2,203	3,004
総資産	620,117	606,834	607,845	590,598	590,437
民間セクター向け貸付ポートフォリオ	415,402	416,156	415,732	417,914	416,025
顧客からの預金	381,521	344,908	346,617	342,536	342,410
流動性カバレッジ比率	160%	124%	136%	132%	135%
預貸率	1.08	1.20	1.20	1.21	1.21
不良債権	14,844	16,841	-	15,705	18,436
主要非財務データ					
ネット・プロモーター・スコア（オランダの民間顧客）	55	62	56	61	57
ネット・プロモーター・スコア（オランダのプライベート・バンキング顧客）	56	65	60	63	61
ネット・プロモーター・スコア（オランダの法人顧客）	50	51	52	51	53
オンライン・サービスを積極利用しているオランダの民間顧客（%）	65.1	62.9	-	64.0	61.8
オンライン・サービスを積極利用しているオランダの法人顧客（%）	81.9	81.0	-	81.5	80.8
ネット・バンキングの使用率 ⁴	99.8%	99.8%	99.8%	99.7%	99.9%
モバイル・バンキングの使用率 ⁴	99.8%	99.8%	99.8%	99.6%	99.9%
iDEALの使用率 ⁴	99.9%	99.8%	-	99.7%	99.8%
持続可能な融資総額	48,539	-	-	46,000	46,607

レプトラック・パルス・スコア ⁵	71.8	71.3	70.8	71.5	70.8
加盟者のエンゲージメント・スコア	53%	46%	47%	49%	45%
コミュニティー・ファンドおよび寄付	15.8	19.0	-	45.4	48.8
従業員エンゲージメント・スキャン	70.4	61.5	-	64	61
多様性：オランダ国内の従業員の女性比率	50%	51%	-	51%	52%
オランダ国内の長期欠勤率	3.5%	⁶	4.4%	4.3%	4.3%
格付					
S&Pグローバル・レーティング	A+	A+	A+	A+	A+
ムーディーズ・インベスターズ・サービス	Aa3	Aa3	Aa3	Aa3	Aa3
フィッチ・レーティングス	AA-	AA-	AA-	AA-	AA-
DBRS	AA	AA	AA	AA	AA
サステナビリティESGリスク格付 (多角経営型銀行部門)	1	2	-	1	1

- 1 適格資本をリスク加重資産で除したものの。
- 2 2011年6月のバーゼルIIIの文書において定義されているとおり、Tier 1資本を総資産によって除することにより算出される。
- 3 収益に対する費用の比率（賦課金を含む）は、営業費用合計（賦課金を含む）と収益合計の比率として計算される。
- 4 12ヶ月にわたり算出された平均使用率。
- 5 敬意、感心、好感度および信頼を数値化し感情的な結びつきを測る、レピュテーション・インスティテュートが測定および決定する評判。第2四半期の数値に基づいている2018年度上半期の数値を除き、レプトラック・パルス・スコアは12ヶ月間の平均値に基づくものである。
- 6 システムの実装作業中につき、12ヶ月間の平均は未掲載。

2【事業の内容】

本書に記載の内容以外に、当上半期において当社の事業の内容に重要な変更はなかった。

3【関係会社の状況】

本書に記載の内容以外に、当上半期において当社の関係会社の状況に重要な変更はなかった。

4【従業員の状況】

2020年6月30日現在、当社の常勤に相当する従業員の数43,270名である。セグメント別の従業員数については、第3 3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「(1)業績等の概要」を参照のこと。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当上半期中、経営方針および経営環境について重要な変更はなかった。対処すべき課題については、第6 1「中間財務書類」の中間財務情報に対する注記「法的手続および仲裁手続」を参照のこと。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書の記載事項に重要な変更はなかった。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

ラボバンクはコロナ禍において80,000の顧客を支援

2020年度上半期中、COVID-19の状況が当行および当行の顧客に多大な影響を及ぼした。当行は合計約80,000の顧客（7,500の個人顧客および72,500の法人顧客）に対して臨時的財政支援を提供し、また強固な資本および流動性ポジションを維持し、わずかながらプラスとなる227百万ユーロの純利益を計上した。

COVID-19によって、本年度上半期は、かつて経験したことのないほど急速に変化する事態に当行は直面することとなった。その影響は甚大である。まず、そして何より、世界各地に健康危機と大変な苦難をもたらした。また経済への打撃も大きかった。当行の顧客および全ての従業員がコロナウイルスの様々な側面の影響を受けており、時には深刻かつ広範囲に及ぶ影響に直面する場合もあった。さらに、パンデミックは未だ収束していない。当行が厳しい時代の中で顧客を支援し、従業員の福利厚生に力を注ぎ続けるのは、Growing a Better World Together（一体となってより良い世界を作る）との当行のミッションに導かれているためである。当行がコミュニティに対して提供できる最大の支援は、当行の顧客および従業員が新たな現実に適応できるよう手助けし、それを通じて経済を支えることである。

戦略を着実に実行してきた結果、当行は、ウイルスの流行が始まった時点で強固なポジションにあった。当行の十分なバッファが、この困難な時期を切り抜け、当行の顧客および経済を支援する支えとなるであろう。当行は新たな現実に速やかに適応することができ、主にデジタルチャネルを通じて顧客へのサービス提供も継続している。加えて当行は、例えばローンの分割払いや返済を猶予し、リース料の支払いを猶予し、また支払遅延による住宅の競売処分を実施しないといった措置を通じて、当行の顧客に対して臨時的財政支援を提供した。さらに、当行のIBAN・氏名照合サービスであるシュアペイ（Surepay）（ラボ・ムーンショット・ベンチャー）は、COVID-19関連の給付金が受取人に正しく給付されていることを確認するためのツールとしてオランダおよびイギリス政府によって利用されている。

中央銀行も、経済を支援すべく様々な措置を講じている。これらの措置の目的は、流動性を高める必要のある家庭、SMEおよび法人顧客に対して資金を提供することである。2020年3月には、欧州中央銀行（ECB）は銀行に対して、少なくとも2020年10月1日までは配当を支払わないようにとの勧告を出した。ECBは2020年7月27日付で当該勧告を更新し、当該期間を2021年1月1日まで延長した。ラボバンクは両勧告に従っており、すなわち2020年内にはラボバンク証書に係る現金での配当は一切支払わないことになる。更新後の勧告自体は、ラボバンクがラボバンク証書のかたちで配当を行うことを不可能にするものではない。当行は当該形式での配当につき、当行の完全な裁量において慎重に検討する。当行は個人投資家および機関投資家の双方との長期的な関係に引続きコミットしていることを強調したい。

異例の事態にあって、当行の顧客によるデジタルサービスの利用に増加が見られた。当行はオンラインのクレジット・プラットフォームを速やかに展開し、SMEからの支払猶予申請に対して迅速かつ自動的に応答できる仕組みを確立することができた。数週間のうちに、住宅ローンの相談はオンラインで行うことが通例となった。その他のイニシアチブのうち特筆すべきは、ラボバンクがパートナーを務める#supportyourlocalsNLキャンペーンである。これは短い食糧供給チェーンを構築することで地元の食品生産者を存続させ支援しようとするものである。世界規模で持続可能性を促進する当行の取組みは、ラボバンクを多角経営型銀行374行中、第1位に再びランク付けしたサステイナリティクスによって認められている。

在宅勤務が新たなスタンダードとなった。当行の従業員は、日常的な勤務形態の一部としてオンライン会議やオンライン・イベントを行うことにすぐに適応した。当行はかかる移行が定着すると見込んでいる。COVID-19危機は、満員電車に乗りまたは渋滞に巻き込まれながら一斉に会社へ帰宅する「これまでの普通」が実は普通ではなかったことを教えてくれた。仕事は自宅からの方がより効率的に行うことができることが分かってきた。当行はCOVID-19が我々一人一人に突き付けた全ての困難に対して、たゆまぬ努力と柔軟性により立ち向かう当行の全ての従業員に感謝している。

当行は今後も金融システムの門番としての当行の役割を最優先に考える。その上で非常に画期的な出来事であったのが、トランザクション・モニタリング・ネザーランド (TMNL) の創設である。当行自身の取引監視イニシアチブに上乘せするかたちで、当行はTMNL内において、オランダ国内の他行と力を合わせて金融犯罪の防止に取り組む。トレード・ベース・マネー・ロンダリング等のテーマにつき官民連携によるコラボレーションも継続している。当行は堅固かつ将来も通用するKYC構造および組織を目指す取組みから引続き焦点をそらさない。

本課題につきラボバンクがオランダ銀行 (DNB) の差止命令の条件を遵守できているかは、現在DNBが評価中である。DNBによる検証がいつ完了しどのような結果となるかは未だ不透明である。

財務業績

2020年度上半期の当行の純利益は227百万ユーロとなった。2019年度同期間中と比較した際の減少は、主にCOVID-19の影響に起因する。一方で、続く低金利環境も要因の一つである。COVID-19の影響は、貸倒引当金繰入の著しい上昇に現れており、同値は平均貸付ポートフォリオの69ベースポイント (2019年度上半期：23ベースポイント) に相当する1,442百万ユーロ (2019年度上半期：440百万ユーロ) まで増加した。当行は依然としてオランダの住宅ローン市場を牽引しており、市場シェアは22%を占める。COVID-19パンデミックによりもたらされた経済活動の低迷および減額方向での資産再評価により、収益は減少した。2019年度に実施した米国におけるRNAの売却の恩恵も一部あり、営業費用の減少傾向は続いている。収益に対する費用の比率は65.3%に増加した。

貸付ポートフォリオは比較的安定しており、415.4十億ユーロとなった。当行が戦略的に焦点を当てていた甲斐もあり、食品・農業に係る貸付ポートフォリオは1.1十億ユーロ増加し108.3十億ユーロとなった。ラボバンクは依然としてオランダの住宅ローン市場を牽引しており、市場シェアは22%を占める。個人およびホールセール顧客からの預金は、2020年度上半期中に23.0十億ユーロ (+ 8%) 増加した。これはCOVID-19の影響に関連するオランダ預金市場の一般的傾向に沿ったものであり、休日手当による季節的な影響も含まれる。

当行の資本ポジションは依然として堅固であり、普通株等Tier 1資本 (CET 1) 比率は16.6%と規制上の要件を十分に上回っているのみならず、最低14%という当行の目標値も超えている。様々な形態および通貨により数多くの取引を締結することで、当行は不安定な時代においても、資金および資本の調達力がやはり依然として高いことを示した。自己資本利益率は1.1% (2019年度上半期：5.9%) となった。

[次へ](#)

ラボバンクの業績

ラボバンク

COVID-19パンデミックは、当行の2020年度上半期の業績に多大な影響を及ぼした。加えて、継続する低金利環境が当行の純受取利息に悪影響を与え続けた。当行の収益は2019年度上半期と比べ減少し、現在の経済見通しが金融資産に係る減損費用の大幅な増加（69ベースポイント）につながった。一方で、当行は費用のさらなる削減も行うことができた。最終的に、純利益は227百万ユーロまで減少した。

当行の業績は例外項目¹の影響を受け、その結果、税引前基礎的営業利益は451百万ユーロ（2019年度：1,725百万ユーロ）となった。基礎的収益が減少したことにより、基礎的な収益に対する費用の比率（賦課金を含む）は64.3%（2019年度：61.6%）に増加した。当行の自己資本利益率（ROE）は1.1%（2019年度：5.9%）となった。

当行の民間セクター向け貸付ポートフォリオに変動はなく、個人顧客およびホールセール顧客からの預金は23.0十億ユーロ増加した。COVID-19の影響に関連するオランダ預金市場の一般的傾向に沿うかたちで、国内リテール・バンキング（DRB）における預金は2020年度上半期中に17.3十億ユーロ増加した。

- 1 例外項目には、公正価値により評価される項目に係る業績（2020年度現在、当該業績には当行のヘッジ会計に係る業績および当行のマーケット部門のXVA収益が含まれる。）、RNAの売却、事業再構築費用およびデリバティブ回復枠組みに係る追加引当金が含まれる。

ラボバンクの財務業績

業績			
(単位：百万ユーロ)	2020年 6月30日	2019年 6月30日	増減率
純受取利息	4,100	4,214	-3%
純受取手数料	845	923	-8%
その他利益	267	549	-51%
収益合計	5,212	5,686	-8%
人件費	2,351	2,392	-2%
その他一般管理費	554	766	-28%
減価償却費および償却費	196	211	-7%
営業費用合計	3,101	3,369	-8%
総利益	2,111	2,317	-9%
金融資産に係る減損費用	1,442	440	228%
賦課金	302	268	13%
税引前営業利益	367	1,609	-77%
法人税等	140	397	-65%
当期純利益	227	1,212	-81%

金融資産に係る減損費用（単位：ベースポイント）	69	21
-------------------------	----	----

比率

収益に対する費用の比率（賦課金を含む）	65.3%	64.0%
基礎的な収益に対する費用の比率（賦課金を含む）	64.3%	61.6%
自己資本利益率（ROE）	1.1%	5.9%

貸借対照表

(単位：十億ユーロ)	2020年 6月30日	2019年 12月31日	
資産合計	620.1	590.6	5%
民間セクター向け貸付ポートフォリオ	415.4	417.9	-1%
顧客からの預金	381.5	342.5	11%
内部従業員数（常勤換算従業員）	34,583	34,451	0%
外部従業員数（常勤換算従業員）	8,687	9,371	-7%
総従業員数（常勤換算従業員）	43,270	43,822	-1%

ラボバンクの財務業績に関する注記

純利益：227百万ユーロまで減少

2020年度上半期中、当行の純利益は収益の減少および金融資産に係る減損費用の大幅な増加に圧迫された。純利益は前年度と比べ81%減となる227百万ユーロ（2019年度：1,212百万ユーロ）となった。2019年度における当行の国際リテール事業の売却および続く低金利環境が、当行の純受取利息の減少をもたらした。COVID-19パンデミックによる資産評価の引き下げもまた、収益合計に悪影響を与えた。パンデミックは金融資産に係る減損費用も大幅に引き上げ、1,442百万ユーロ（2019年度：440百万ユーロ）まで増加させた。国際リテール事業の売却によって、営業費用の減少傾向が続いたことにより費用は8%減となり、純利益にプラスの影響をもたらされた。税引前基礎的営業利益は、1,274百万ユーロ減少し451百万ユーロとなった。当行の基礎的な収益に対する費用の比率（賦課金を含む）は64.3%（2019年度：61.6%）に増加した。

税引前基礎的営業利益の変動		
(単位：百万ユーロ)		
	2020年6月30日	2019年6月30日
収益	5,212	5,686
収益に対する調整	公正価値により評価される項目	92
	RNAの売却	0
基礎的収益	5,304	5,637
営業費用	3,101	3,369
費用に対する調整	事業再構築費用	-8
	デリバティブ枠組み	0
	RNAの売却	0
基礎的費用	3,109	3,203
基礎的総利益	2,195	2,434
金融資産に係る減損費用	1,442	440
減損に対する調整	RNAの売却	-
基礎的減損費用	1,442	439
賦課金	302	268
税引前営業利益	367	1,609
合計調整額	84	116
税引前基礎的営業利益	451	1,725

当行は純利益のうち93百万ユーロ（2019年度：713百万ユーロ）を留保した。法人税等は140百万ユーロ（2019年度：397百万ユーロ）となり、実効税率は38%（2019年度：25%）であった。実効税率の増加は、主にW&Rにおける諸税によってもたらされた。これは損失については税率の低い地域（アジア）において計上されまたは非課税となった一方、税率の高い地域（オーストラリア）において業績が好調であったためである。

収益：8%減

純受取利息：3%減

純受取利息は、合計4,100百万ユーロ（2019年度：4,214百万ユーロ）となった。かかる3%の減少は、2019年度に国際リテール事業を売却したことによるものであるが、継続する低金利環境もまた当行の純受取利息に圧力をかけた。低金利は特に国内リテール・バンキング（DRB）における貯蓄性預金および当座預金へのマージンに影響を及ぼしたが、その影響の一部は新規貸付に係る安定的かつ堅調なマージンによって軽減された。ホールセール・アンド・ルーラル（W&R）における純受取利息の減少は、2019年度に売却した国際リテール事業が2020年度上半期以降、収益に貢献しなくなったために生じた。当該売却につき修正を行った場合、商業マージンおよび貸付額の増加により、W&Rにおける純受取利息は増加したことになる。純受取利息を平均総資産で除することにより計算される平均純利息マージンは、流動性バッファの増加による平均総資産の増加と純受取利息の減少により、2019年度の1.40%に対して2020年度は1.36%となった。

純受取手数料はCOVID-19の影響を受けた

当行の純受取手数料は、8%減少し845百万ユーロ（2019年度：923百万ユーロ）となった。地方ラボバンクにおいては、支払勘定および保険契約に係る純受取手数料はいずれも安定的に推移した。W&Rにおいては、COVID-19により経済活動が低迷したため、純受取手数料は減少した。DLLにおける純受取手数料は、主に資産運用およびシンジケーションに係る収益の減少により、17%減少した。

その他利益：51%減

その他利益は267百万ユーロ（2019年度：549百万ユーロ）まで減少した。COVID-19パンデミックは、メカニクス・バンクに対する当行の持分およびコーポレート・インベストメント部門における、資産評価の引き下げを招いた。アフメアに対する当行の持分に係る利益が減少したことも、その他利益にマイナスの影響を与えた。その他利益の減少は、公正価値により評価される項目に係る総損失が、2019年度上半期は126百万ユーロの損失であったのに対し、2020年度上半期は92百万ユーロの損失となり、前年度に比べ減少したことによりその一部が相殺された。

営業費用：8%減

人件費：2%減

2020年度上半期中、ラボバンクの総従業員数（外部採用従業員を含む。）は、常勤換算従業員にして552人減少し43,270人（2019年度：43,822人）となった。オランダにおける新たな運営モデルの導入による従業員の削減が、顧客デューデリジェンス（CDD）、取引監視およびデジタル化のための常勤換算従業員の増員によって相殺されたため、DRBにおける常勤換算従業員数に変動はなかった。リテール事業の売却により、W&Rにおける従業員数は常勤換算従業員にして372人減少した。事業の拡大に対応し、かつCOVID-19パンデミックにより生じる顧客ニーズに対処する従業員を増員するため、DLLにおける従業員数は増加した。人件費は2%減少して2,351百万ユーロ（2019年度：2,392百万ユーロ）となった。

その他一般管理費：28%減

その他一般管理費の合計は、554百万ユーロ（2019年度：766百万ユーロ）まで減少した。DRB、W&Rおよび不動産開発部門においては、一般管理費は2019年度上半期と比較し減少した。当該減少は、事業再構築費用の減少、SME向けデリバティブ回復枠組みに係る費用の減少、および2020年度上半期における付加価値税の減税によってもたらされたものであるが、その一部は自行にて使用する不動産に係る評価引き下げにより相殺された。W&Rにおけるその他の一般管理費の減少は、イベント費用および旅費の減少ならびに2019年度におけるリテール事業の売却によるものであった。

減価償却費および償却費：7%減

DRBにおける不動産の削減の結果、減価償却費および償却費は196百万ユーロ（2019年度：211百万ユーロ）に減少した。当該減少は、オランダおよびオーストラリアのW&R部門において自社開発ソフトウェアの減価償却費が増加したことにより抑えられた。

金融資産に係る減損費用

2020年度上半期の金融資産に係る減損費用は、1,442百万ユーロとなった。当該金額は前年度同期間中に対して1,002百万ユーロの増加に当たり、その大部分はCOVID-19パンデミックの発生およびその後コロナウイルスの感染拡大を阻止するために政府によって実施されたロックダウン措置の影響によるものであった。年間で見した場合の金融資産に係る減損費用は69ベースポイント（2019年度：21ベースポイント）となったが、これは長期平均（2010年度から2019年度）の29ベースポイントを大幅に上回っている。マクロ経済シナリオがやや楽観的でなくなったことにより、ステージ1およびステージ2の減損費用は889百万ユーロ（2019年度：110百万ユーロ）に増加した。デフォルト/ステージ3に対するエクスポージャー水準が依然としてそれほど増加していない理由の1つは、顧客を支援すべく当行の導入した措置と政府による緊急救済プログラムが組み合わせられたためである。

2020年6月30日現在、不良債権（NPL）は14.8十億ユーロ（2019年度：15.7十億ユーロ）まで減少している。NPL比率は2.7%（2019年度：3.0%）となり、NPL引当率は23%（2019年度：20%）となった。NPLの減少は、主に積極的なNPL管理によって得られた結果である。

バランスシートの動向

バランスシート		
(単位：十億ユーロ)	2020年6月30日	2019年12月31日
現金および現金同等物	85.4	63.1
顧客に対する貸出金および預け金	444.3	440.5
金融資産	21.4	17.4
他行に対する貸出金および預け金	22.7	29.3
デリバティブ	29.6	23.6
その他資産	16.7	16.7
資産合計	620.1	590.6
顧客からの預金	381.5	342.5
発行済債務証券	116.9	130.4
他行預り金	22.9	21.2
デリバティブ	29.2	24.1
金融負債	6.4	6.7
その他負債	23.5	24.4
負債合計	580.4	549.3
自己資本	39.7	41.3
負債および自己資本合計	620.1	590.6

民間セクター向け貸付ポートフォリオは比較的安定

当行の民間セクター向け貸付は、2020年6月現在415.4十億ユーロとなっており、2.5十億ユーロのわずかな減少となった。当該減少は完全に外国為替の影響によるものであり、当該影響につき修正を行った場合、貸付ポートフォリオはわずかながら増加したことになる。新規貸付の堅調な増加を繰上返済水準の高さが相殺したことにより、DRBにおける住宅ローンに変動はなかった。DRBの民間セクター向け貸付ポートフォリオ合計は、270.7十億ユーロ（2019年度：271.2十億ユーロ）となった。W&Rの貸付ポートフォリオは0.9十億ユーロ減少し、DLLのポートフォリオも2019年12月31日時点に比べ0.8十億ユーロ減少した。外国為替の影響につき修正した場合、両ポートフォリオとも増加したことになる。全セグメントにつき統合した場合の商業用不動産貸付エクスポージャーは、2020年6月30日付で19.8十億ユーロ（2019年度：19.8十億ユーロ）となった。

貸付ポートフォリオ

(単位：十億ユーロ)	2020年6月30日	2019年12月31日
顧客に対する貸付および預け金の合計	444.3	440.5
うち：政府系取引先に対する貸付または預け金	3.1	2.0
リバース・レポ取引および証券貸借	18.0	13.6
金利ヘッジ（ヘッジ会計）	7.8	7.0
民間セクター向け貸付ポートフォリオ	415.4	417.9
国内リテール・バンキング	270.7	271.2
ホールセール・アンド・ルーラル	111.5	112.4
リース	32.4	33.2
不動産開発	0.3	0.3
その他	0.5	0.8

2020年6月30日現在の貸付ポートフォリオの地理的内訳（債務者の国籍に基づく）は、オランダが71%、北アメリカが10%、ヨーロッパ（オランダ以外）が8%、オーストラリアおよびニュージーランドが6%、南アメリカが3%、アジアが2%であった。

セクター別貸付ポートフォリオ¹

(単位：十億ユーロ)	2020年6月30日		2019年12月31日	
民間個人顧客に対する貸付	191.2	46%	191.3	46%
商業・工業・サービス業に対する貸付	115.9	28%	119.4	29%
うち：オランダ国内の貸付	80.6		82.4	
うち：オランダ国外の貸付	35.3		37.0	
食品・農業に対する貸付	108.3	26%	107.2	26%
うち：オランダ国内の貸付	38.4		37.9	
うち：オランダ国外の貸付	69.9		69.3	
民間セクター向け貸付ポートフォリオ	415.4	100%	417.9	100%

1 当該事業体の設立国に基づく。

顧客からの預金は39十億ユーロ増加

顧客からの預金の合計は、381.5十億ユーロ（2019年度：342.5十億ユーロ）に大きく増加した。当該増加には、最近当行の参加したTLTRO IIIプログラムを含むECBの公開市場操作に基づき16.0十億ユーロ増加した中央銀行からの引き出し額も含まれる。当行は魅力的な貸出金利により顧客を支援するため、6月に当該プログラムに参加し20十億ユーロを調達した。TLTRO IIIに参加したことにより、ECBの既存の資金調達手段（TLTRO II、LTROおよび米ドル資金供給オペ等）については償還または返済され、TLTRO IIIに置き換えられた。ECBの公開市場操作への参加による増加を除いた場合、顧客からの預金は23.0十億ユーロ増加したことになる。当行の預貸率（LtD比率）は1.08（2019年度：1.21）となった。ECBの公開市場操作による分を除いた場合、LtD比率は1.14（2019年度：1.22）となる。COVID-19パンデミックによる消費の落ち込みが休日手当の支給と重なったことにより一部起因し、DRBにおける顧客からの預金は270.4十億ユーロ（2019年度：253.1十億ユーロ）まで増加した。DRBにおける貯蓄性個人預金は8.2十億ユーロ増の131.9十億ユーロとなった。その他の部門における顧客からの預金は、主にW&Rおよびトレジャリーにおける預金が増加したことにより111.1十億ユーロ（2019年度：89.5十億ユーロ）まで増加した。トレジャリーにおける増加の大部分は、TLTRO IIIプログラムに関連するものであった。

顧客からの預金

(単位：十億ユーロ)	2020年6月30日	2019年12月31日
貯蓄性個人預金	152.9	145.8
国内リテール・バンキング	131.9	123.7
その他の部門	20.9	22.1
顧客からのその他の預金	228.7	196.7
国内リテール・バンキング	138.5	129.3
その他の部門	90.2	67.4
うち：ECBによる公開市場操作	20.0	4.0
顧客からの預金合計	381.5	342.5

流動性

当行はその原因を問わず潜在的な流動性危機の影響から身を守るよう努めている。COVID-19危機の中で当行はこの点にいっそう力を入れ、当行自身および当行の顧客を守るために、即座に利用可能な流動性バッファを規制上の要件をはるかに上回る水準まで増加させた。その結果、当行の流動性カバレッジ比率は160%（2019年度：132%）まで増加した。中央銀行により講じられている臨時措置とあわせ、かかる流動性バッファの増加は、顧客へのサービス提供を継続し顧客の長期および短期の流動性需要に応え続けることができるという当行の自信となる。当行は134十億ユーロ（2019年度：112十億ユーロ）まで増加した強固な流動性バッファを有する。当該流動性バッファの構成は、適格流動資産（HQLA）が101十億ユーロ（2019年度：77十億ユーロ）、ならびに偶発流動性バッファとして利用可能な、担保権の設定されていないIECB適格の保有RMBSおよびカバードボンドが30十億ユーロ超（適格住宅ローンを追加利用することにより増額可能）となっている。

自己資本

当行の自己資本は39.7十億ユーロ（2019年度：41.3十億ユーロ）に減少したが、当該減少のほとんどは2020年度上半期中に資本証券を償還したことによるものである。当行の2020年6月30日現在の自己資本のうち、71%（2019年度：68%）が利益剰余金および準備金、19%（2019年度：18%）がラボバンク証書、9%（2019年度：13%）がハイブリッド資本および劣後資本証券、そして1%（2019年度：1%）がその他非支配持分により構成されている。

自己資本の動向	
<i>(単位：百万ユーロ)</i>	
2019年12月末時点の自己資本	41,347
当期中の純利益	227
その他包括利益	-196
ラボバンク発行の資本証券に対する支払い	-122
資本証券の償還	-1,500
その他	-7
2020年6月末時点の自己資本	39,749

ホールセールによる資金調達

当行のホールセールによる資金調達の利用は数年にわたり既に削減されてきており、これによって当行が潜在的な将来の金融市場の不安定性から受ける影響は少なくなる。2020年度に入ってからホールセールによる資金調達額は、137.5十億ユーロ（2019年度：151.7十億ユーロ）までさらに減少した。ホールセールによる資金調達の主な源泉は、短期および長期の発行済債務証券である。

リスクおよび不確実性

COVID-19の発生および感染拡大ならびにその後の感染拡大防止策は、世界経済の大部分に停滞をもたらした。これが多くの顧客に直接的な影響を与えており、一部の業界においては他の業界以上の打撃が予想される。一般論として、COVID-19危機は当行の組織に係るリスクを増大させている。未曾有の事態に共通することであるが、全体としてどれほどの影響が出るかを予測することは困難である。前例のない厳しい時代にあっても、安定的な運営、事業の継続および安全な運営を確保するために当行は懸命に取り組んでいる。

当行はパンデミックの財務的側面および非財務的側面の両方に対処する総合危機管理組織を設立した。当行は顧客に対して、元本の返済猶予および流動性の提供を含む、具体的かつ速やかな支援を提供した。オランダ国内においては、様々な政府保証ローン（例えば、BMKBおよびGOファシリティー）の提供も始まっている。当行はシナリオ分析に当たり、非常に極端なシナリオも想定した。当該シナリオにおいては損失が増加するものの、当行はそれでも当該損失を吸収し規制上の最低水準を上回ることができる。

マクロ経済環境

COVID-19パンデミックの発生と世界各地の当局によるその後の感染拡大防止策により、マクロ経済の動向は前例のないものとなった。世界経済は現在、深刻な不況に陥っている。当行は2020年の実質GDPが世界全体で4.1%、ユーロ圏では9.1%およびオランダでは5.7%下落し、その後の回復は2020年終盤、2021年および2022年までまたがると予測する。かかる予測は、当行の6月のベースライン・シナリオに基づいている。当該ベースライン・シナリオは、2020年6月30日付のモデルベース引当金の計算にも用いられている。これまでの統計が分散していることから、当行は前向きなシナリオと後ろ向きなシナリオの両方を作成した。引当金の計算に当たっては、ベースライン・シナリオが70%、プラスとマイナスのシナリオがそれぞれ15%のウエイトを占める。詳細については、第6-1「中間財務書類」の中間財務諸表に対する注記7の「将来予測的情報およびマクロ経済シナリオ」の項を参照のこと。

オランダのベースライン・シナリオは以下のとおりである。

オランダ				
前年と比較した場合の増減率(%)	2019年	2020年	2021年	2022年
国内総生産	1.8	-5.7	2.9	2.6
民間投資	1.4	-6.8	3.9	4.5
企業投資	6.8	-7.0	3.7	2.1
住宅投資	1.9	-2.0	3.8	0.6
政府支出	1.6	1.8	2.3	1.1
商品およびサービスの輸出量	2.3	-7.2	5.5	3.5
商品およびサービスの輸入量	3.0	-5.8	6.3	3.9
インフレーション	2.7	0.7	1.3	1.8
失業率	3.4	5.0	6.3	4.9

失業率は特に不安定な雇用契約下にある労働者につき急上昇すると見込まれ、今後の経済回復は鈍いものとなる可能性が高い。これが国内需要にも重くのしかかる。比較的開放的なオランダ経済もまた、世界経済の不況にも苦しめられるであろう。主に雇用の減少および失業への不安から、住宅価格も今年の後半からしばらくの間下落すると当行は予想している。

当局および銀行による救済措置

中央銀行は、COVID-19パンデミック禍にあっても銀行が損失を吸収できる体制を維持し、経済への融資を継続できる状態を確保するために措置を講じた。銀行は、資本および流動性バッファを取崩すこと、一定の顧客層に対しては即座に不作為もしくはステージ2にその分類を変更することなく支払猶予を与えること、および/または個別の法人顧客に対して政府保証の有無にかかわらず新規融資を行うことを推奨されている。同時に、銀行は配当の留保により資本を確保した。加えて、企業および自営業者への非常に手厚い支援パッケージが需要側への打撃の緩衝材となっていることで、銀行の負う信用リスクは軽減されている。最後に、資金調達コストの増加および債券保有による市場での損失の増加は金融政策により効果的に抑えられている。

ラボバンク証書

2020年3月27日付で欧州中央銀行（ECB）は銀行に対して、少なくとも2020年10月1日までは配当を支払わないよう勧告した（ECB/2020/19）。当行はラボバンク証書につき、支払予定日である3月29日、6月29日および9月29日に配当を行わないことを2020年3月29日に発表した。その結果、ラボバンクには証書保有者および利害関係者から多数の質問およびクレームが寄せられた。2020年7月27日付でECBは配当の支払いを凍結する当該勧告の期間を2021年1月1日まで延長した。

信用ポートフォリオ

信用リスクは景気悪化に際しての代表的なリスクであるため、当行の信用ポートフォリオについても質の低下が見込まれており、これが減損費用の上昇およびNPLの増加につながっている。資産の質が全体としてどの程度低下するかは、不況の深刻度および継続期間ならびに回復速度といった、未だ不透明な要素に依存する。

感染拡大防止策による特定の業界への影響

COVID-19の流行により、当行の多くの顧客その他の取引先が流動性に係る問題を抱えることとなった。現在、最も深刻な影響が見られているのは、食品サービス業界、レジャー&エンターテインメント業界、食料品以外の小売業界、交通機関および動物性タンパク質業界（後者は北アメリカにおける影響）である。多くの業界において、事態の深刻さは、ロックダウンの長さ、（移動制限等の）措置の厳しさおよび回復までの道のりを左右する規制、ビジネス構造に対する潜在的变化、ならびに政府によるビジネスへの支援策によって受けられる恩恵次第となっている。当行は予測される影響に応じてポートフォリオを「影響は大きい」、「やや影響」、および「影響は少ない」の3つに細分化するためのヒートマップを作成した。

415.4十億ユーロの民間セクター向け貸付ポートフォリオのうち、約5%が「影響は大きい」に分類される。エクスポージャーのうち23%にやや影響があると予想される。残り（72%）については、その大部分（評価額188十億ユーロ）を国内の住宅ローンポートフォリオが占めており、影響は少ないと見込まれる。

当行は通常のポートフォリオ管理に加え、COVID-19危機の間はDRBにおける法人向け貸付ポートフォリオを短期サイクルにて積極的に管理するため、当該ポートフォリオのための枠組みを作成した。当該枠組みにより、当行は以下のことを行うことができる。

- ・ どの（サブ）セクターを「最も脆弱」として分類すべきか特定すること。「最も脆弱」とは、COVID-19による影響を短期間で大きく受け、基本的な見通しも暗いことを意味する。
- ・ 引当金レベルの感度分析を含め、信用リスク・パラメータ（デフォルト確率、デフォルト時損失、およびローン品質分類）につき予想される影響を数値化すること。
- ・ ポートフォリオの信用リスクおよび引受基準の管理につき、追加措置および軽減措置を決定すること。

減損：COVID-19パンデミックの影響

3月初旬より見られていたマクロ経済見通しの深刻な悪化は、引当金の計算およびストレステストのために新たな月次マクロ経済シナリオを作成するなかで顕在化した。

新たなベースライン・シナリオにおいては、当該時点における顧客のデフォルト確率（PD）およびデフォルト時損失（LGD）がいずれも増加したことが予想信用損失（ECL）の増加につながり、ステージ1および2の減損引当金の大幅な増額を招いた。これはポートフォリオのうち稼働部分と言われる部分である。また、一部の顧客エクスポージャーはデルタPDトリガーまたはローン品質分類の格下げに伴いステージ1からステージ2に移動された。

当行はマクロ経済シナリオに係る引当金とは別に、モデルベースの引当金についてもいわゆるトップ・レベル調整を行った。例えば、COVID-19の流行以降に改めて格付を取得していない顧客および特に打撃の大きい業界の顧客に係る計算においては、PDを追加的に増やした。その結果、減損引当金の合計に占めるステージ1および2の引当金の割合は、2019年度末時点においては19%であったのに対し、2020年6月30日現在においては32%に増加している。また、2020年度上半期におけるステージ1および2の減損費用の割合（62%）も、以下の表に示すとおり、2019年度上半期（25%）と比べ大幅に増加している。

減損費用		
(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日	2019年6月30日
ステージ1	424	53
ステージ2	465	57
ステージ3	553	330
ラボバンクグループ	1,442	440

政府および銀行により支援策が講じられているため、デフォルト状態の顧客の増加が確認されるまでのタイムラグは例年よりも長くなる。当行は2020年度下半期よりNPLの増加が始まると予想している。当該増加は、事業向け貸付（リテールおよび法人）に集中するものと見込まれる。大幅な増加となる可能性があるが、その影響の具体的な規模および影響の表れる時期を現時点で予測することは困難である。

ステージ構成ポートフォリオ		
(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日	2019年12月31日
ステージ1	87.6%	92.4%
ステージ2	9.3%	4.4%
ステージ3	3.1%	3.2%
ラボバンクグループ	100%	100%

NPL戦略

当行は欧州委員会および欧州中央銀行（ECB）の双方がプルデンシャル・バックストップ規制を導入したことを受け、2019年度にNPL戦略を更新した。当該規制は、非担保NPLおよび長期間回収不能（長期デレション）となっているNPLについて追加的な資本要件／控除を生じさせる。NPL戦略は、可能な限りプルデンシャル・バックストップ規制の影響を抑えながら顧客に新たな視点を提供することを目指している。

過去2年間、当行は例えば、FGHバンクの一部売却、アイルランドにおけるACCの売却、カリフォルニアにおけるRNAの一部売却、およびインドネシアにおけるリテール事業の売却を通じて、信用ポートフォリオのリスク削減および様々な事業の再構築に成功してきた。これらの事業再構築策およびリスク削減策に加え、当行はNPLポートフォリオを積極的に管理することを目的とした多くのイニシアチブを考案してきた。

オランダ国内の商業ビジネス部門においては、主に当行が顧客向けに実施した救済措置が効果的であったことおよび国の緊急救済措置により、NPLの流入は現在まで抑えられている。しかし、現在の緊急救済措置の効力が切れれば、2020年度下半期にもCOVID-19のさらなる影響が見られる可能性が高い。

気候変動リスク

気候変動は、(1) 移行リスク(例えば、規制の変更およびレピュテーション)および(2) 物理的リスク(嵐や山火事等の気象現象および洪水や干ばつ等の季節的現象)という主に2つのリスク経路から信用ポートフォリオに影響を及ぼす可能性がある。物理的リスクおよび移行リスクはいずれも、当行の信用ポートフォリオのうち特に食品・農業および住宅ローンポートフォリオの質に多大な影響を及ぼす可能性がある。当該2つのセクターは、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)が気候変動リスクの影響を最も受けやすい業種として分類する4つの業種(エネルギー、運送業、建材および建設業(不動産を含む。))、ならびに農業、食品および林産物)の中の2つにあたる。TCFD指定のこれら4つの業界セクターに対する現時点での当行のエクスポージャーを合計すると、グループのデフォルト時エクスポージャー(EAD)の約60%を占めることとなる。温室効果ガスの排出を抑制することを目的とした規制の変更が今後増加し、特に最も影響を受けやすいこれらのセクターに、より圧力がかかることが予想される。

当行の持続可能性委員会は、気候変動に関するイニシアチブをコーディネートしている。当行は物理的リスクおよび移行リスクの観点から貸付ポートフォリオを評価し、気候変動リスクを効果的に管理するためには、リスク管理枠組み内の複数の要素をさらに統合する必要があると結論づけた。2020/21年度中に注力すべき3つの基本的要素のうち、1つ目は気候変動リスクに対する潜在的エクスポージャーにつき引続き理解を深め、その程度を測定することであり、2つ目はリスク管理の中に気候変動についても組み込むために当行の目標水準を見直すことである。最後の1つは、当行のリスク・アセスメントおよびビジョンを構築するための複数年度にまたがるロードマップをきめ細かく定めることである。

当行は不可避である気候変動の影響に、より周到に備えるために世界はどうすべきかといういわゆる気候変動適応に係る様々な議論に関わっている。農業は気候変動適応において極めて重要な分野であるところ、当該変化に対する融資もまた非常に重要であり、当行には明らかに利害が生じる。気候変動リスクは、信用供与、承認および監督のプロセスにおいてますます重要な役割を果たしており、当行は顧客による気候変動リスクの管理を手助けするため、顧客およびその戦略と積極的に関わりを持つようにしている。

窒素(窒素対策行動計画(PAS))

オランダの国策会議は2019年5月に、窒素排出量問題を管理するプログラムとなるはずであったPASの根拠とされていた評価が、当該プログラムの意図する予防および規制の目的に適さないものであると判断した。当該判断以降、PASに基づく適切な評価がなされているという点のみでは許可およびその他の承認判断が下りなくなった。当該決定は、既に取消不能となり法廷において異議を申し立てることもできない許可に対しては影響しない。当行のポートフォリオに含まれるセクターのうち、国策会議の判断によってその信用度に影響が生じる可能性が最も高いものは、不動産開発、建設、輸送および酪農である。

現在、政府の議題としてはCOVID-19およびパンデミックによる経済の低迷が最優先事項となっているが、窒素問題も忘れられてはいない。政府は窒素について5十億ユーロの支援パッケージを設けることを表明しており、これは政府が排出量問題の解決に向け引き続きコミットしていることを示すものである。当行は現在、政府により示されている対策の影響力および当行の事業に対し予想される影響を検証している。

PFAS

PFASはペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質の総称である。当該グループの人工化合物は環境および健康に悪影響を及ぼす可能性がある。発がん性を有するものもあるとの研究結果もある。当該物質は、PFASまたはPFASを含む製品を製造または使用する工場から排出されることにより環境に放出される。現在とりわけ、土壌、浚渫により生じる廃棄物、および表層水において当該物質が確認されている。政府の新たな政策は、PFASにさらされることにより人間および環境が受ける悪影響を制限するものである。2019年には、オランダの土壌および浚渫廃棄物のPFAS汚染値が高いとして、オランダ国内の建設および浚渫作業に規制がかけられた。当行の顧客も当該規制の影響を受けた。

新たな調査に基づき、オランダ政府は建設および浚渫業界につき、PFASに汚染された土壌および浚渫廃棄物を扱う業務に対する規制を緩和することを2020年7月1日に決定した。新たな措置は環境および健康にも配慮したものとなっている。建設および浚渫業界は、その事業の大部分を再開することができるようになる。一方で、欧州委員会においては、EU圏内におけるPFASの不必要な使用をなくすべきとするオランダの提案が議論されている。

貿易戦争

貿易を巡る米中間の緊張関係は継続している。かかる状態がエスカレートし、特に農産物に係る貿易の流れに影響が及んだ場合、ラボバンクは大きな影響を受ける可能性がある。

ブレグジット

英国は2020年1月31日付でEUを脱退し、2020年末を期限とする移行期間に入った。英国とEUはこの決められた期間内に将来の関係性につき交渉する必要があると、その期間の短さについては元々困難であるとの見方がなされていたが、COVID-19の蔓延により交渉が一定期間中断されたことでその厳しさはさらに増した。6月に交渉が再開されると、2020年内に合意に達することは非常に難しいことが明らかとなった。移行期間が延長されなければ、2020年末の先に待つのはハードブレグジットである。当行は英国経済およびその主要取引国であるオランダ経済にも悪影響が及ぶと見込んでおり、2021年には当行の顧客は多くの不確定要素と向き合うこととなる可能性が高い。予想される当該影響は、当行の減損水準に悪影響を及ぼす。

金融セクターの門番

金融システムの門番として、当行は、制裁規程の違反防止に加え、当行の商品およびサービスのマネー・ロンダリング（ML）およびテロ資金供与を目的とした使用の防止に強くコミットしている。当行のマネー・ロンダリング防止（AML）、テロ資金対策（CTF）および制裁枠組みならびにそれらの実施状況は、取締役会レベルのグローバル委員会により監督されている。2018年9月にオランダ銀行（DNB）より差し止め命令（オランダ語名称：ラスト・オンデル・ドワンソム）を受けて以降、当行は顧客の本人確認（KYC）、顧客デューデリジェンス（CDD）および取引監視（TM）活動をさらに強化した。

2019年度には、オランダの流通チャネルにおけるオンボーディング手続を強化し、顧客ファイルの改善プロセスをさらに向上させた。当行は全世界で3,000人の従業員を増員することで人材資源を拡大し、CDDおよびAML活動に多額の投資を行ってきた。従前は当行が手動で行っていたKYC（CDDおよびTM）作業の一部は、現在は自動で（つまり、ロボット工学によって）行うことができるようになり、これは時間およびコストの両方の観点から効率的である。加えて当行は、（動的）監視ツールをさらに改善し、異常な取引または顧客の動きの変化をより早期の段階で特定することができるようになった。ラボバンクのグローバルKYC組織は既存のKYCイニシアチブ、イノベーションおよび自動化を一元管理することにいっそう力を入れており、ラボバンクの変革プログラムは2020年度中に当該組織の通常業務に移行される。今後数年間、当行はAML、CTFおよび制裁枠組みへのさらなる投資を継続する。2020年4月1日以降、DNBは、ラボバンクが差し止め命令の要件を全て充足しているかどうかを検証しており、ラボバンクの顧客ポートフォリオが適切に分類されるようになったか否かを含めた判断を行う予定である。ラボバンクが2020年4月1日時点において差し止め命令の要件を全て充足していなかったとDNBが結論づけた場合、500,000ユーロの罰金が即時に徴収されるため、ラボバンクは500,000ユーロの引当金を設定している。なお、DNBの検証の終了および最終判断がいつになるかは現時点では不明である。

[次へ](#)

事業分野毎の業績

国内リテール・バンキング

要旨

オランダにおいて、ラボバンクの国内リテール・バンキング（DRB）は、住宅ローン市場における融資ならびに貯蓄、支払い、投資および保険の商品およびサービスの提供について主導的地位にある市場参加者である。また、DRBは、SMEおよび食品・農業市場における市場リーダーでもある。2020年度上半期において、収益は低金利環境により抑制され、結果として純受取利息は11%減少した。営業費用は8%の減少となった。2020年度上半期中の人員費は、サービスのデジタル化および集中化による減少がCDDおよび取引監視のための追加の人材雇用で相殺されたことにより、昨年度と一致していた。2020年度上半期中の顧客預り金は17.3十億ユーロの大幅な増加となった一方で、民間セクター向け貸付ポートフォリオは引続き安定していた。当行の住宅ローン・ポートフォリオは、新たな住宅ローンの申し込み増加により返済金が相殺されたことで187.6十億ユーロで引続き安定し、SME貸付ポートフォリオは81.1十億ユーロで安定していた。

財務業績

業績 単位：百万ユーロ	2020年 6月30日	2019年 6月30日	増減率
純受取利息	2,392	2,679	-11%
純受取手数料	665	669	-1%
その他収益	-3	35	-109%
収益合計	3,054	3,383	-10%
人件費	1,326	1,332	0%
その他一般管理費	395	522	-24%
減価償却費および償却費	41	52	-21%
営業費用合計	1,762	1,906	-8%
総利益	1,292	1,477	-13%
金融資産に係る減損費用	471	21	-
賦課金	149	124	20%
税引前営業利益	672	1,332	-50%
法人税等	167	335	-50%
純利益	505	997	-49%

金融資産に係る減損費用（単位：ベースポイント）	35	2
-------------------------	----	---

比率

収益に対する費用の比率（賦課金を含む）	62.6%	60.0%
基礎的な収益に対する費用の比率（賦課金を含む）	63.0%	59.0%

貸借対照表

単位：十億ユーロ	2020年 6月30日	2019年 12月31日	
外部資産	275.5	275.9	0%
民間セクター向け貸付ポートフォリオ	270.7	271.2	0%
顧客からの預金	270.4	253.1	7%
内部従業員数（単位：常勤換算従業員数）	19,969	19,913	0%
外部従業員数（単位：常勤換算従業員数）	6,621	6,976	-5%
合計従業員数（単位：常勤換算従業員数）	26,590	26,889	-1%

財務業績に関する注記

税引前基礎的営業利益の変動

単位：百万ユーロ		2020年 6月30日	2019年 6月30日
収益		3,054	3,383
営業費用		1,762	1,906
費用調整	事業再構築費用	-12	18
	デリバティブ枠組み	0	15
基礎的費用		1,774	1,873
金融資産に係る減損費用		471	21
賦課金		149	124
税引前営業利益		672	1,332
合計調整額		-12	33
税引前基礎的営業利益		660	1,365

基礎的な業績：52%減

DRBの基礎的な業績は、2020年度上半期中、2019年度同期中に比べ減少した。税引前基礎的営業利益は、2019年度上半期中の1,365百万ユーロに対し660百万ユーロとなった。かかる税引前基礎的利益を算出するに当たり、当行は事業再構築費用および金利デリバティブ枠組みの追加引当金につき修正を行った。基礎的収益合計は329百万ユーロ減少し、また、基礎的営業費用は99百万ユーロ減少した。COVID-19パンデミックにより、金融資産に係る減損費用は増加し471百万ユーロとなり、純利益を抑制した。

収益：10%減

収益合計は、3,054百万ユーロ（2019年度：3,383百万ユーロ）まで減少した。住宅ローンに係る健全なマージンにもかかわらず、低金利環境により預金および当座預金に関してマージンが引続き縮小したことにより、純受取利息が圧力を受けた。純受取利息合計の2,392百万ユーロ（2019年度：2,679百万ユーロ）は、11%の減少となった。純受取手数料は前年度と一致して665百万ユーロ（2019年度：669百万ユーロ）で引続き安定していた。その他収益は、主にオプフィオンにおける証券化取引に係る価値調整額により、-3百万ユーロ（2019年度：35百万ユーロ）まで減少した。

営業費用：8%減

営業費用合計は、1,762百万ユーロ（2019年度：1,906百万ユーロ）まで減少した。サービスの集中化およびデジタル化により人員の平均規模が縮小したため、人件費は1,326百万ユーロ（2019年度：1,332百万ユーロ）で横ばいとなった。ただし、これらの費用は、CDDおよび取引監視のための追加の人員雇用により部分的に相殺された。その他一般管理費は、395百万ユーロ（2019年度：522百万ユーロ）まで減少し、2020年度上半期における軽減税率の好影響を受けた。さらに、デリバティブ・プロジェクトに関連したプロジェクト費用は前年度同時期中と比較して減少し、事業再構築費用は減少して-12百万ユーロ（2019年度：18百万ユーロ）となった。減価償却費および償却費は、不動産数が減少したこともあり、41百万ユーロ（2019年度：52百万ユーロ）まで減少した。自行の使用する不動産の評価見直しは、費用に対し25百万ユーロの好影響をもたらした。これは、2019年度上半期中においては、その他一般管理費に対し同程度の額の悪影響を及ぼしていた。

金融資産に係る減損費用は増加

COVID-19パンデミックによりオランダにおける経済状況が悪化したため、2020年度上半期中の金融資産に係る減損費用は増加した。金融資産に係る減損費用は、471百万ユーロ（2019年度：21百万ユーロ）となった。これは、長期平均の18ベシスポイントを上回る、平均貸付ポートフォリオの35ベシスポイント（2019年度：2ベシスポイント）に換算される。

貸付ポートフォリオは安定

2020年度上半期中、地方ラボバンクおよびオブフィオンにおける顧客の追加住宅ローン返済額、すなわち、強制返済に追加して支払われた金額は、合計約10.2十億ユーロ（2019年度：8.7十億ユーロ）となった。当該追加返済額のうち1.7十億ユーロ（2019年度：1.4十億ユーロ）は部分返済に関連するものであり、8.5十億ユーロ（2019年度：7.3十億ユーロ）の一部は顧客の転居を理由とした住宅ローンの完済によるものであった。2020年6月30日現在、当行の住宅ローン貸付ポートフォリオの合計額は187.6十億ユーロ（2019年度：187.7十億ユーロ）となった。当該数値には、30.2十億ユーロ（2019年度：29.7十億ユーロ）の価値があるオブフィオンの貸付ポートフォリオが含まれる。DRBのポートフォリオ（法人向け貸付を含む。）の合計は、270.7十億ユーロ（2019年度：271.2十億ユーロ）で引続き安定し、SMEポートフォリオの合計額は現在、81.1十億ユーロ（2019年度：81.4十億ユーロ）となっている。

セクター別貸付ポートフォリオ		
単位：十億ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
民間個人顧客に対する貸付額	189.5	189.8
商業・工業・サービス業に対する貸付額	54.4	56.2
食品・農業に対する貸付額	26.7	25.2
民間セクター向け貸付ポートフォリオ	270.7	271.2

住宅ローン・ポートフォリオ

ラボバンクのオランダの住宅ローン市場におけるシェアは、2020年度上半期において新規に組まれた住宅ローンの21.5%（2019年度：20.9%）¹まで増加した。地方ラボバンクの市場シェアは15.2%（2019年度：15.5%）にまでやや減少した一方で、オブフィオンの市場シェアは4.9%（2019年度：5.4%）まで減少し、Vistaの市場シェアは1.4%となった。COVID-19の流行にもかかわらず、ラボバンクの住宅ローン・ポートフォリオの質は高い水準に維持された。2020年上半期における純増額の上昇は、IFRS第9号のステージ1および2の引当金に使用されているマクロ経済シナリオがより悲観的になったことが主な原因である。実際の不良債権は、依然として減少傾向にある。2020年度上半期中、全国住宅ローン保証スキーム(ナショナル・ヒポテークガランシー(NHG))が支援する融資は、住宅ローン・ポートフォリオの18.2%まで減少した。2020年6月30日現在、住宅ローン・ポートフォリオの加重平均指数化されたローン・トゥー・バリュー(LTV)は59%（2019年度：60%）となった。

¹ 出典元：オランダ土地登記所（カダスター）

住宅ローン 単位：百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
住宅ローン・ポートフォリオ	187,612	187,671
加重平均LTV	59%	60%
不良債権（金額）	1,480	1,609
不良債権（住宅ローン・ポートフォリオ合計に占める割合）	0.79%	0.86%
90日超の支払い遅延	0.19%	0.21%
NHGポートフォリオのシェア	18.2%	18.7%
金融資産における貸倒引当金	275	198
不良債権に基づくカバー率	8%	8%
	2020年6月30日	2019年6月30日
純増額	95	-12
純増額(ベースポイント)	10	-1
評価減	18	17

顧客からの預金は17十億ユーロ増加

オランダの民間貯蓄性預金市場は、COVID-19パンデミックを受けた個人消費の減少および休日手当により、2020年6月30日現在、5%成長して387.3十億ユーロ（2019年度：368.2十億ユーロ）となった。当行の市場シェアは33.5%（2019年度：33.1%）¹となった。顧客からの預金は7%増加して270.4十億ユーロ（2019年度：253.1十億ユーロ）となった。DRBに預金された個人貯蓄性預金は、8.2十億ユーロ増加し、131.9十億ユーロ（2019年度：123.7十億ユーロ）となった。顧客からのその他の預金は、主に当座預金口座が増加した結果、9.1十億ユーロ増加した。

¹ 出典元：スタティスティックス・ネザーランド（セントラル・ビューロー・フォー・デ・スタティスティーク）。

[前へ](#) [次へ](#)

ホールセール・アンド・ルーラル

要旨

ホールセール・アンド・ルーラル（W&R）部門は、オランダ&アフリカ、北アメリカ、南アメリカ、オーストラリア&ニュージーランド、ヨーロッパおよびアジアという、6つの領域で活動している。当行のバンキング・フォー・フードおよびバンキング・フォー・ザ・ネザーランド戦略は、W&Rポートフォリオの原動力となっている。以前はWRRとして知られていたこの部門は、過去数年間にわたるリテール活動における戦略の変更（特にRNA（北アメリカ）、ACC（アイルランド）およびRII（インドネシア）の売却）を反映するため、現在はW&Rと呼ばれている。2020年度上半期におけるW&Rの業績は、マイナスとなった純利益の動向が示すとおり、2019年度上半期中を下回った。金融資産に係る減損費用は、COVID-19パンデミックにより364百万ユーロの大幅増加となった。結果として生じた経済活動の水準は、収益にマイナスの影響を及ぼした。

財務業績

業績 単位：百万ユーロ	2020年 6月30日	2019年 6月30日	増減率
純受取利息	1,165	1,238	-6%
純受取手数料	137	216	-37%
その他収益	81	245	-67%
収益合計	1,383	1,699	-19%
人件費	633	699	-9%
その他一般管理費	72	228	-68%
減価償却費および償却費	40	38	5%
営業費用合計	745	965	-23%
総利益	638	734	-13%
金融資産に係る減損費用	698	334	109%
賦課金	92	86	7%
税引前営業利益	-152	314	-148%
法人税等	26	89	-71%
当期純利益	-178	225	-179%
金融資産に係る減損費用（単位：ベースポイント）	124	61	

比率

収益に対する費用の比率（賦課金を含む）	60.5%	61.9%
基礎的な収益に対する費用の比率（賦課金を含む）	61.0%	54.6%

貸借対照表

単位：十億ユーロ	2020年 6月30日	2019年 12月31日	
外部資産	143.7	137.1	5%
民間セクター向け貸付ポートフォリオ	111.5	112.4	-1%
内部従業員数（単位：常勤換算従業員数）	8,162	8,269	-1%
外部従業員数（単位：常勤換算従業員数）	1,364	1,628	-16%
合計従業員数（単位：常勤換算従業員数）	9,526	9,897	-4%

財務業績に関する注記

税引前基礎的営業利益の変動

単位：百万ユーロ		2020年 6月30日	2019年 6月30日
収益		1,383	1,699
	公正価値項目	63	0
収益に対する調整	RNAの売却	0	-175
基礎的収益		1,446	1,524
営業費用		745	965
費用に対する調整	事業再構築費用	-7	0
	RNAの売却	0	123
基礎的費用		752	842
金融資産に係る減損費用		698	334
減損に対する調整		0	-1
基礎的減損費用		698	333
賦課金		92	86
税引前営業利益		-152	314
合計調整額		56	-53
税引前基礎的営業利益		-96	261

COVID-19が基礎的な業績に影響を及ぼした

2020年度上半期中の税引前基礎的営業利益は、2019年度上半期中の261百万ユーロに対し、-96百万ユーロとなった。当該計算には、公正価値項目、RNAの売却および事業再構築費用に係る修正が含まれている。基礎的収益合計は5%減少し、基礎的営業費用は11%減少した。主にCOVID-19パンデミックにより生じた、金融資産に係る減損費用の大幅な増加は、収益にマイナスの影響を及ぼした。

収益：19%減

W&Rの収益合計は、2020年度上半期中、2019年度におけるリテール活動の売却を主な要因として1,383百万ユーロ（2019年度：1,699百万ユーロ）まで減少し、純受取利息は1,165百万ユーロ（2019年度：1,238百万ユーロ）まで減少した。当該減少は、貸付高の増加によって抑制された。純受取利息の増加は、ルーラル部門において最も大きかった一方で、ホールセール部門におけるかかる純受取利息の増加はマーケット、アセット・ベース・ファイナンスおよびローン・プロダクトの活動において特に顕著だった。ラボ・ディレクトにおいて、純受取利息は減少した。COVID-19に起因して経済活動が減少したことにより、純受取手数料は減少し137百万ユーロ（2019年度：216百万ユーロ）となり、これはキャピタル・マーケット事業およびコーポレート・ファイナンス事業に影響を及ぼした。当行の法人投資部門におけるマイナスの資産再評価を主な要因として、その他収益は、164百万ユーロ減少し81百万ユーロ（2019年度：245百万ユーロ）となった。

営業費用：23%減

2020年度上半期中、営業費用は減少し、745百万ユーロ（2019年度：965百万ユーロ）となった。W&Rにおける従業員数は4%減少した。かかる従業員数の減少は、2019年度におけるリテール活動の売却によって説明可能である。従業員数の減少は、ルーラルにおける成長イニシアチブならびにインフラストラクチャーおよびコンプライアンスに係る構造上の投資に関連した人員の追加によって部分的に相殺された。人件費は前年度同期間中と比べ9%減少し633百万ユーロ（2019年度：699百万ユーロ）となった。その他一般管理費は、72百万ユーロ（2019年度：228百万ユーロ）まで減少し、これは2020年度上半期における軽減税率によるプラスの影響を受けた。オランダおよびオーストラリアにおける内部生成ソフトウェアに係る減価償却費の増加により、減価償却費および償却費は40百万ユーロ（2019年度：38百万ユーロ）までやや増加した。

金融資産に係る減損費用：364百万ユーロ増

金融資産に係る減損費用は、698百万ユーロ（2019年度：334百万ユーロ）まで大幅に増加し、これにはCOVID-19の影響が反映されている。2018年度上半期より減損の増加は続いており、かかる増加はCOVID-19パンデミックの発生によって加速した。ステージ1およびステージ2の減損について大幅な増加が見られた一方、ステージ3の減損の増加は、部分的にトレード・アンド・コモディティ・ファイナンス部門に関連したものだ。金融資産に係る減損費用合計は、長期平均の47ベースポイントを上回り、平均民間セクター向け貸付ポートフォリオの124ベースポイント（2019年度：61ベースポイント）となった。

貸付ポートフォリオ：1%微減

2020年度上半期中、W&Rの合計貸付ポートフォリオは、111.5十億ユーロ（2019年度：112.4十億ユーロ）まで減少した。当該減少は、外国為替による影響に全面的に起因している。外国為替による影響に係る修正を考慮すると、ポートフォリオは増加した。食品・農業セクターへの貸付高は70.2十億ユーロ（2019年度：71.2十億ユーロ）まで減少し、W&Rの合計貸付ポートフォリオの63%（2019年度：63%）を占めた。商業・工業・サービス業（TIS）セクターに提供された貸付は、40.4十億ユーロ（2019年度：40.4十億ユーロ）で引続き安定していた。

オランダおよび国際ホールセール

ホールセール・ポートフォリオは、76.3十億ユーロ（2019年度：76.8十億ユーロ）となった。外国為替による影響を除いた場合、ホールセール・ポートフォリオは増加した。2020年度上半期中、オランダの最大規模の企業への貸付は、21.9十億ユーロ（2019年度：20.3十億ユーロ）まで増加し、オランダ国外の顧客に提供されたホールセールの貸付ポートフォリオの規模は、2020年6月30日時点で、54.4十億ユーロ（2019年度：56.5十億ユーロ）であった。

国際ルーラル・バンキング

ルーラル顧客に対する貸付高は、35.2十億ユーロ（2019年度：35.6十億ユーロ）に達した。外国為替による影響を除いた場合、ルーラル・ポートフォリオは増加した。ルーラル・バンキングの主な市場は、オーストラリア、ニュージーランド、米国およびブラジルであり、当行はまた、チリ、ペルーおよびアルゼンチンでも活動している。貸付ポートフォリオは、オーストラリアで11.7十億ユーロ（2019年度：11.0十億ユーロ）、ニュージーランドで6.6十億ユーロ（2019年度：6.9十億ユーロ）、米国で12.5十億ユーロ（2019年度：13.0十億ユーロ）、ブラジルで3.3十億ユーロ（2019年度：3.6十億ユーロ）ならびにチリ、ペルーおよびアルゼンチンで合計1.0十億ユーロ（2019年度：1.0十億ユーロ）となった。

ラボ・ディレクトにおける預金：4%減

ラボ・ディレクトは当行のオンライン貯蓄性預金銀行であり、ベルギー、ドイツ、オーストラリアおよびニュージーランドで稼働している。顧客がラボ・ディレクトに預ける預金は、国際ルーラル・バンキング事業およびその他の部門への資金提供に利用されている。ラボ・ディレクトの貯蓄性預金残高は、2020年6月30日現在、24.9十億ユーロ（2019年度：26.0十億ユーロ）まで減少した。オンライン貯蓄性預金銀行の顧客の数は、約690,000人（2019年度：690,000人）と引続き安定していた。

リース事業

要旨

世界的なアセット・ファイナンス法人として、当行のリース子会社であるDLLは、事業者に対して設備、テクノロジーおよびソフトウェアへのより良いアクセスを提供できるよう、設備製造業者、ディーラーおよび販売業者だけでなく、エンドユーザー顧客とも直接的に提携している。DLLは、30カ国を超える国において、農業、食品、医療、クリーン・テクノロジー、建設、輸送、工業、事務設備および技術産業に対して金融ソリューションを提供している。DLLの純利益における74%の減少は、COVID-19パンデミックによるマイナスの影響の結果としての金融資産に係る減損費用の増加に、全面的に起因している。リース・ポートフォリオは、COVID-19の感染拡大を抑止するために多くの政府によって実施されたロックダウンの影響で新規事業が減少する中、為替変動を除いた場合、引続き安定していた。2020年6月30日時点で、ポートフォリオのうち食品・農業が占める割合は14.5十億ユーロ（2019年度：14.5十億ユーロ）に達し、DLLのポートフォリオの41%（2019年度：40%）を占めている。

財務業績

業績			
単位：百万ユーロ	2010年 6月30日	2019年 6月30日	増減率
純受取利息	550	522	5%
純受取手数料	53	64	-17%
その他収益	148	135	10%
収益合計	751	721	4%
人件費	275	266	3%
その他一般管理費	97	86	13%
減価償却費および償却費	13	15	-13%
営業費用合計	385	367	5%
総利益	366	354	3%
金融資産に係る減損費用	272	86	216%
賦課金	18	15	20%
税引前営業利益	76	253	-70%
法人税等	29	75	-61%
当期純利益	47	178	-74%

金融資産に係る減損費用（単位：ベースポイント）	153	52
-------------------------	-----	----

比率

収益に対する費用の比率（賦課金を含む）	53.7%	53.0%
基礎的な収益に対する費用の比率（賦課金を含む）	53.3%	53.0%

貸借対照表

単位：十億ユーロ	2020年 6月30日	2019年 12月31日	
リース・ポートフォリオ	35.4	36.2	-2%
内部従業員数（単位：常勤換算従業員数）	5,005	4,877	3%
外部従業員数（単位：常勤換算従業員数）	369	426	-13%
合計従業員数（単位：常勤換算従業員数）	5,374	5,303	1%

財務業績に関する注記

税引前基礎的営業利益の変動

単位：百万ユーロ	2020年6月30日	2019年6月30日
収益	751	721
営業費用	385	367
費用に対する調整		
事業再構築費用	3	0
基礎的費用	382	367
金融資産に係る減損費用	272	86
賦課金	18	15
税引前営業利益	76	253
合計調整額	3	0
税引前基礎的営業利益	79	253

収益：4%増

2020年度上半期中、リース部門の収益合計は、4%増加し751百万ユーロ（2019年度：721百万ユーロ）となった。マージンの改善および平均貸付高の増加を主な要因として、純受取利息は5%増加し550百万ユーロ（2019年度：522百万ユーロ）となった。純受取手数料は、53百万ユーロ（2019年度：64百万ユーロ）まで減少した。これは主に、資産運用手数料収益およびシンジケート手数料の減少の結果であり、これらはいずれもCOVID-19パンデミックの影響により生じたものである。その他収益は主にオペレーティング・リースによる収益およびリースが終了した資産の売却から構成され、148百万ユーロ（2019年度：135百万ユーロ）まで増加した。

営業費用：5%増

リース部門の営業費用合計は、385百万ユーロ（2019年度：367百万ユーロ）となった。従業員数が増加したため人件費は275百万ユーロ（2019年度：266百万ユーロ）まで増加した。2020年度上半期中、リース部門における従業員数は、事業の拡大およびCOVID-19パンデミックにより生じた顧客ニーズに対応するため、常勤換算従業員にして71人増加し5,374人となった。その他一般管理費は、97百万ユーロ（2019年度：86百万ユーロ）まで増加した。減価償却費および償却費合計は、やや減少して13百万ユーロ（2019年度：15百万ユーロ）となった。

金融資産に係る減損費用は増加

COVID-19パンデミックはリース部門における金融資産に係る減損費用を増加させる要因となり、これは272百万ユーロ（2019年度：86百万ユーロ）まで増加した。またこれは、平均貸付ポートフォリオの153ベースポイント（2019年度：52ベースポイント）に一致し、DLLの長期平均の56ベースポイントを上回っている。COVID-19パンデミックを抑制するために世界中の政府によって講じられた措置もまた、DLLのベンダーおよび顧客に対して影響を及ぼした。DLLは、支払い救済策を必要な場合に提供することによって顧客を手助けしている。それでもなお、減損は増加した。減損増加の主な要因は、マクロ経済の展望がより悪化したことによる、ステージ1およびステージ2に関連したものであった。ステージ1およびステージ2の減損は、177百万ユーロ（2019年度：20百万ユーロ）に達した。

法人税等：61%減

リース部門の法人税等は、税引前営業利益の減少の結果、75百万ユーロから29百万ユーロまで減少した。

リース・ポートフォリオ：2%減

リース・ポートフォリオは、35.4十億ユーロ（2019年度：36.2十億ユーロ）まで減少した。当該減少は、完全に外国為替相場の変動によるものである。外国為替による影響を除いた場合、リース・ポートフォリオは引続き安定していた。2020年度上半期中、食品・農業のポートフォリオにおけるシェアは、14.5十億ユーロ（2019年度：14.5十億ユーロ）で引続き安定し、DLLポートフォリオの41%（2019年度：40%）を占めている。

[前へ](#) [次へ](#)

不動産開発

要旨

不動産開発部門は、主にハウフオンツ・プロパティ・ディベロップメント（BPD）の事業活動によって構成されている。BPDはオランダおよびドイツにおいて活動している。COVID-19パンデミックは部門業績に大きな影響を及ぼさなかったものの、BPDは、オランダおよびドイツにおける住宅売却数が増加したにもかかわらず、2019年度上半期における業績に並ぶことができなかった。当行は、パンデミックおよび関連する経済状況により、下半期の取引軒数がやや減少するものと予想している。2018年度以降、ハウフオンツ・インベストメント・マネジメント（BIM）による事業活動は段階的に停止されたため、部門業績のごく一部しか構成していない。

財務業績

業績			
単位：百万ユーロ	2020年 6月30日	2019年 6月30日	増減率
純受取利息	-4	-7	-43%
純受取手数料	1	6	-83%
その他収益	110	126	-13%
収益合計	107	125	-14%
人件費	44	43	2%
その他一般管理費	16	19	-16%
減価償却費および償却費	4	3	33%
営業費用合計	64	65	-2%
総利益	43	60	-28%
金融資産に係る減損費用	1	-	-
賦課金	1	1	0%
税引前営業利益	41	59	-31%
法人税等	11	16	-31%
当期純利益	30	43	-30%
BPD	32	35	-9%

比率

収益に対する費用の比率（賦課金を含む）	60.7%	52.8%
基礎的な収益に対する費用の比率（賦課金を含む）	60.7%	52.0%

貸借対照表

住宅売却数	2,992	2,318	29%
-------	-------	-------	-----

単位：十億ユーロ	2020年 6月30日	2019年 12月31日	
貸付ポートフォリオ	0.3	0.3	0%
内部従業員数（単位：常勤換算従業員数）	631	605	4%
外部従業員数（単位：常勤換算従業員数）	100	96	4%
合計従業員数（単位：常勤換算従業員数）	731	701	4%

財務業績に関する注記

税引前基礎的営業利益の変動		
単位：百万ユーロ	2020年6月30日	2019年6月30日
収益	107	125
営業費用	64	65
費用に対する調整	事業再構築費用	
	0	1
基礎的費用	64	64
金融資産に係る減損費用	1	-
賦課金	1	1
税引前営業利益	41	59
合計調整額	0	1
税引前基礎的利益	41	60

収益：14%減

不動産開発部門の収益合計は、107百万ユーロ（2019年度：125百万ユーロ）まで減少した。住宅売却数は増加したにもかかわらず、2020年度上半期におけるBDPの収益は2019年度上半期より減少し、BDPの業績は、土地の開発および売却から生じた収益により増加した。また、2019年度中に完了したプロジェクトの実質費用は見積りより低く収まり、結果的に利得となった。

営業費用：2%減

営業費用合計は、64百万ユーロ（2019年度：65百万ユーロ）まで減少した。従業員数がやや増加したことにより人件費は2019年度同期間中と比較して1百万ユーロ増加し、合計44百万ユーロ（2019年度：43百万ユーロ）となった。2020年6月30日時点で、従業員数は4%増加し常勤換算従業員数にして631人となった。その他一般管理費は、事業の段階的な停止により16百万ユーロ（2019年度：19百万ユーロ）まで減少した。減価償却費および償却費はやや増加して4百万ユーロ（2019年度：3百万ユーロ）となった。

住宅用不動産の取引軒数は増加した

BPDによる住宅用不動産の取引軒数は、29%増加し2,992件（2019年度：2,318件）となった。当該数値は、2020年度上半期におけるBPDウォーニングフォントに対するBPD取引のうち515件を除いたものである。COVID-19の影響はまだ限定的であり、売上高はおおよそ昨年度と一致している。オランダにおいてBPDは1,842件（2019年度：1,618件）の住宅を売却し、ドイツにおける取引軒数の合計は1,150件（2019年度：700件）となった。

[前へ](#) [次へ](#)

自己資本（BIS比率）の動向

堅固な資本基盤の維持

自己資本比率（BIS比率）		
（単位：百万ユーロ）	2020年6月30日	2019年12月31日
利益剰余金	28,988	28,910
予定される分配	-2	-3
ラボバンク証書	7,449	7,449
非支配持分のうち適格資本として扱われるもの	0	0
準備金	-930	-753
規制上の調整	-1,394	-2,007
経過措置に伴う調整	76	0
普通株等Tier 1資本	34,187	33,596
資本証券	3,462	4,951
適用除外対象証券	313	313
非支配持分	0	0
規制上の調整	-104	-106
経過措置に伴う調整	0	0
その他Tier 1資本	3,671	5,158
Tier 1資本	37,858	38,754
劣後債務のうち適格資本として扱われるもの	12,138	13,299
非支配持分	0	0
規制上の調整	-6	-92
経過措置に伴う調整	-73	0
Tier 2資本	12,059	13,207
適格資本	49,917	51,961
リスク加重資産	205,617	205,797
普通株等Tier 1資本比率	16.6%	16.3%
Tier 1資本比率	18.4%	18.8%
MRELバッファ	29.8%	29.3%
総自己資本比率（BIS比率）	24.3%	25.2%
自己資本比率	17.7%	17.7%
コーポラティブ・ラボバンク・ウー・アー単体（発行体レベル）の普通株等Tier 1資本比率	16.6%	16.8%

2020年6月30日現在、当行のCET 1比率は16.6%（2019年度：16.3%）となった。これは、当行の14%超という目標を十分に上回っている。CET 1比率の上昇は、主にIFRS第9号に係る引当金の増加およびDNBによって延期されたリテール住宅ローンのためのマクロ・プルデンシャル対策に係るリスク加重資産の増加の廃止の結果として、不足分が減少したことによる。当行のレバレッジ比率（すなわち、当行のTier 1資本をオン・バランスの総資産およびオフ・バランスの負債で除した数値）は、CRR / CRD IVに規定される定義に基づき算出される。2020年6月30日時点の当行のレバレッジ比率は5.9%（2019年度：6.3%）であり、バーゼルIVのガイドラインにおいて要求される3%の最低レバレッジ比率を十分に上回っている。当行の総自己資本比率（BIS比率）は、当行の資本戦略と一致し、主にいくつかの資本証券および信託優先証券の買戻しにより、24.3%（2019年度：25.2%）まで減少した。

バーゼルIVを想定し、当行は今後数年間も引続き資本基盤の強化を行っていく。COVID-19危機への対応として、バーゼルIVの施行日は2023年度まで延期された。2020年度上半期中、当行のリスク加重資産は減少し205.6十億ユーロ（2019年度：205.8十億ユーロ）となった。COVID-19パンデミックにより必ずしも全ての顧客評価が十分に最新となっていなかったことから、当行は、急激な景気の低迷が見られるセクターにおける事業ローンに係るPDおよびLGDの上昇について概算を行い、リスク加重資産を1.7十億ユーロ増加させた。TRIMの影響は2020年度下半期にも継続する。プロフォーマ計算に基づき、当行はバーゼル委員会提言の影響のうち今後生じるものによって、リスク加重資産が（リスク削減策実施前の）完全適用ベースで約25%から28%増加すると見込んでいる。リスク削減策を考慮した場合、増加幅は25%未満となると予想される。バーゼルIVの施行が延期されたことにより、当行は、その影響に備え、またこれを軽減するための追加の時間を得ることができた。また当行は、TRIMおよびその他のモデル変更によって、今後生じる影響の一部を2023年度までに吸収できるものと見込んでいる。今後生じるバーゼルIVの影響に係る当行の予測は、提言に対する当行の現在の解釈（信用リスク、オペレーショナルリスク、市場リスク、CVA、および統合された資本フロアを含む。）およびバーゼル提言に関連して現在想定される選択肢に基づくものである。バーゼルIVの最終的な影響は、以下によって軽減することができる可能性がある。

- ・ 例えば信用供与枠および未使用信用枠の削減といった商品およびポートフォリオの構成の変更
- ・ 資産の分配
- ・ データ・マッピング、収益に係るデータの蓄積方法の改善、担保情報および外部格付等のデータの改善、ならびに / または
- ・ 長期資産の再評価

IFRS第9号に係る規制上の移行措置

IFRS第9号の移行措置を適用していない銀行に対するECBの勧告に従い、ラボバンクは、2020年6月30日現在、IFRS第9号の移行措置を適用することについて申請しており、これを許可されている。稼働エクスポージャーに係る健全性のある予想信用損失に対するIFRS第9号の引当金の余剰分は、移行措置のもと、Tier 2資本ではなくCET 1資本に戻し入れることができる。CET 1比率への影響は3.5ベースポイントに留まっているものの、より長期的には、危機がより深刻化した場合には、提案されている措置の延長が規制上の資本基盤により好ましい影響を与える可能性がある。

リスク加重資産

当行の外部規制上の自己資本要件は、当行のリスク加重資産の8%である。当行の自己資本要件は、CRRおよびCRD IVが当行に保有を義務付ける資本の最小額を意味する。当行の規制上の自己資本は、2020年6月30日時点で16.4十億ユーロ（2019年度：16.5十億ユーロ）となり、このうち80%は信用および移転リスク、16%がオペレーショナルリスク、3%が市場リスクに関係している。

事業部門別の規制上の自己資本		
(単位：十億ユーロ)	2020年6月30日	2019年12月31日
国内リテール・バンキング	6.0	6.0
ホールセール・アンド・ルーラル	6.8	6.7
リース	1.6	1.6
不動産開発	0.3	0.3
その他	1.6	1.7
ラボバンク	16.4	16.5

当行のMREL適格資本バッファ

当行は、ベイル・インが発生した場合にシニア債権者および預金者を保護することを目指している。そのため、当行はベイル・イン時に当初損失を吸収する資本、劣後債務および非優先債務による多くのバッファを有している。

当行は法的拘束力を有する自己資本および適格債務の最低基準（MREL）に関する単一破綻処理委員会（SRB）による決定について、オランダ銀行（DNB）より正式な通知を受領した。MREL要件は、欧州連合の銀行が潜在的な破綻に際して損失を吸収するための十分な自己資本および適格債務を有していることを確保するために設けられた。当行のMREL要件は、SRBによって決定されたとおり、ラボバンク・グループの連結会計レベルで設定されている。当該MREL要件のSRBによる基準調整は、当行の2017年度業績に基づくものである。当該要件は、総負債および自己資本（TLOF）の9.64％に設定された。当行のTLOFは、2017年度におけるリスク加重資産の28.58％に設定された様々なMREL要素の基準調整に基づいており、その内訳には損失吸収額、資本再編額および市場の信頼に係る額が含まれている。当行が使用した基準調整は、BRRD 1、EBA RTSおよび2018年度SRB MREL方針に従ったMRELに係る枠組みに基づき行われている。当行は、CRR/CRD資本要件が引き下げられたことを受けて、当該MREL要件が引き下げられるものと見込んでいる。COVID-19危機への対応として、オランダ銀行は、システミックリスク・バッファを3％から2％に引き下げ、いくつかの法域では、同法域内のカウンターシクリカル資本バッファが引き下げられた。これらの動向は、将来のMREL要件の基準調整における変更にも繋がる可能性がある。

改正されたMREL枠組みが含まれる、「銀行業務リスク軽減パッケージ」の一部としてのCRR 2およびBRRD 2の最近の適用は、銀行のMREL要件へのさらなる変更に関与する可能性が高い。新たな枠組みおよび最近公表されたSRB 2020年度MREL方針に基づく、改正されたMREL目標は、2022年度の早い時期に利用可能となる見込みである。BRRD 1上、関連する要件を満たす優先シニア債務はMREL適格である。当行は既に現行のMREL要件を充足しており、そのため、移行期間は設定されていない。

CRR 2およびBRRD 2のMREL枠組みは、自己資本および非優先シニア商品で充足すべき最低劣後性要件に従い、特定の条件下で、MREL要件の一部を優先シニア債務で充足することも認めている。当行は、いずれは自己資本および非優先シニアのみの組み合わせによって当行のMREL要件を充足できるようにしたいと考えている。2020年度上半期中、当行はいくつかの非優先シニア債を発行した。MREL適格資本および債務が29.8％あれば、当行のMRELに係るその他の必須事項については対応可能である。

当行は、MREL適格資本および債務によるバッファを、適格資本に適用除外対象であるその他Tier 1資本商品の非適格部分、満期日まで1年以上あるTier 2資本証券（の償却部分）および満期日まで1年以上ある非優先シニア債を加えたものとして定義している。当該バッファは、利益留保および新たな証券の発行により、60.3十億ユーロから61.3十億ユーロまで増加した。当該増加はリスク加重資産の29.8%（2019年度：29.3%）に相当する。

MREL適格資本および非優先シニア債によるバッファ		
<i>(単位：十億ユーロ)</i>	<i>2020年6月30日</i>	<i>2019年12月31日</i>
適格資本	49.9	52.0
適用除外対象のその他Tier 1資本非適格部分	0	0
満期日までの残存期間が1年を超えるTier 2のうち償却済みのもの	2.2	1.7
満期日までの残存期間が1年を超える非優先シニア債	9.2	6.7
MREL適格資本および非優先シニア債によるバッファ	61.3	60.3
リスク加重資産	205.6	205.8
MREL適格資本および非優先シニア債によるバッファ / リスク加重資産	29.8%	29.3%

[前へ](#)

[次へ](#)

最近の動向

該当事項なし。

[前へ](#)

[次へ](#)

(2) 生産、受注及び販売の状況

上記「(1) 業績等の概要」を参照のこと。

(3) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

上記「(1) 業績等の概要」を参照のこと。

[前へ](#)

4【経営上の重要な契約等】

該当する契約はない。

5【研究開発活動】

当上半期中、重要な変更はなかった。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当上半期中、重要な変更はなかった。

2【設備の新設、除却等の計画】

当上半期中、重要な変更はなかった。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

該当事項なし。

コーペラティブ・ラボバンク・ウー・アーには加盟者はいるものの、株主は存在しない。

【発行済株式】

該当事項なし。

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3)【発行済株式総数及び資本金の状況】

該当事項なし。

上記「(1)株式の総数等」を参照。

(4)【大株主の状況】

該当事項なし。上記「(1)株式の総数等」を参照。

コーペラティブ・ラボバンク・ウー・アーには加盟者はいるものの、株主は存在しない。2020年6月30日現在、コーペラティブ・ラボバンク・ウー・アーには約1.9百万人の加盟者がいる。

2【役員の状況】

当上半期中、有価証券報告書に記載した内容から変更はなかった。

第6【経理の状況】

ラボバンクの要約中間連結財務諸表は欧州連合が採用している国際財務報告基準（IFRS）に従って作成され、国際会計基準（IAS）第34号「期中財務報告」に従って表示されている。ラボバンクが採用している会計原則と日本において一般に公正妥当と認められる会計原則の主要な相違点は、以下に記す「3 国際財務報告基準(IFRS)と日本における会計原則及び会計慣行の相違」で説明している。

以下に記載されているラボバンクの2020年6月30日に終了した半期に係る要約中間連結財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)第76条第1項の規定に従って作成されている。

ラボバンクの要約中間連結財務諸表の英語版は、オランダにおけるラボバンクの独立した会計監査人であるプライスウォーターハウスクーパース・アカウンタンツ・エヌ・ブイによる監査を受けていない。

ラボバンクの公表した要約中間連結財務諸表は百万ユーロで表示されている。以下の中間財務諸表で表示された円貨額は、利用者の便宜のためであり、中間財務諸表等規則第79条の規定に従って、2020年8月13日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売相場と買相場の仲値である1ユーロ = 126.00円の換算レートで換算されたものである。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1【中間財務書類】

連結財政状態計算書

連結財政状態計算書

	注記	2020年6月30日現在		2019年12月31日現在	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
資産					
現金および現金同等物		85,420	10,762,920	63,086	7,948,836
金融機関に対する貸出金および預け金		22,653	2,854,278	29,297	3,691,422
売買目的金融資産		2,817	354,942	1,870	235,620
公正価値測定に指定した金融資産		90	11,340	101	12,726
強制的に公正価値で測定される金融資産		2,177	274,302	1,905	240,030
デリバティブ		29,557	3,724,182	23,584	2,971,584
顧客に対する貸出金および預け金	6	444,301	55,981,926	440,507	55,503,882
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		16,302	2,054,052	13,505	1,701,630
関連会社および共同支配企業への投資		2,206	277,956	2,308	290,808
のれんおよびその他無形資産		822	103,572	829	104,454
有形固定資産		4,949	623,574	5,088	641,088
投資不動産		403	50,778	371	46,746
当期税金資産		156	19,656	169	21,294
繰延税金資産		820	103,320	933	117,558
その他資産		7,181	904,806	6,610	832,860
売却目的固定資産	15	263	33,138	435	54,810
資産合計		620,117	78,134,742	590,598	74,415,348

	注記	2020年6月30日現在		2019年12月31日現在	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
負債					
金融機関預り金		22,876	2,882,376	21,244	2,676,744
顧客預り金	8	381,521	48,071,646	342,536	43,159,536
発行済負債証券		116,913	14,731,038	130,403	16,430,778
売買目的金融負債		636	80,136	399	50,274
公正価値測定に指定した金融負債		5,761	725,886	6,328	797,328
デリバティブ		29,239	3,684,114	24,074	3,033,324
その他負債		6,422	809,172	6,835	861,210
引当金	9	616	77,616	783	98,658
当期税金負債		152	19,152	228	28,728
繰延税金負債		549	69,174	540	68,040
劣後債務		15,682	1,975,932	15,790	1,989,540
売却目的負債	15	1	126	91	11,466
負債合計		580,368	73,126,368	549,251	69,205,626
資本					
準備金および利益剰余金	10	28,058	3,535,308	28,157	3,547,782
ラボバンクにより発行された資本性金融商品					
- ラボバンク証書		7,449	938,574	7,449	938,574
- 資本証券		3,775	475,650	5,264	663,264
		11,224	1,414,224	12,713	1,601,838
その他非支配持分		467	58,842	477	60,102
資本合計		39,749	5,008,374	41,347	5,209,722
負債および資本の合計		620,117	78,134,742	590,598	74,415,348

連結損益計算書

連結損益計算書

	注記	2020年度上半期		2019年度上半期	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
実効金利法を使用して認識する金融資産からの受取利息	1	7,029	885,654	8,085	1,018,710
その他の受取利息	1	153	19,278	114	14,364
支払利息	1	3,082	388,332	3,985	502,110
純受取利息	1	4,100	516,600	4,214	530,964
受取手数料		1,008	127,008	1,082	136,332
支払手数料		163	20,538	159	20,034
純受取手数料		845	106,470	923	116,298
その他の営業活動による収益	2	1,044	131,544	955	120,330
その他の営業活動による費用	2	846	106,596	741	93,366
その他の営業活動による純利益	2	198	24,948	214	26,964
関連会社および共同支配企業への投資からの利益		12	1,512	89	11,214
償却原価で測定する金融資産の認識中止から生じた利益 / (損失)		(1)	(126)	33	4,158
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る利益 / (損失)		(87)	(10,962)	88	11,088
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利益 / (損失)		55	6,930	21	2,646
その他収益		90	11,340	104	13,104
収益合計		5,212	656,712	5,686	716,436
人件費	3	2,351	296,226	2,392	301,392
その他一般管理費	4	554	69,804	766	96,516
減価償却費および償却費		196	24,696	211	26,586
営業費用		3,101	390,726	3,369	424,494
金融資産に係る減損費用	5	1,442	181,692	440	55,440
規制上の賦課金		302	38,052	268	33,768
税引前営業利益		367	46,242	1,609	202,734
法人税		140	17,640	397	50,022
当期純利益		227	28,602	1,212	152,712
ラボバンク帰属分		93	11,718	713	89,838
ラボバンク証書帰属分 ¹		-	-	242	30,492
ラボバンクにより発行された資本証券帰属分		121	15,246	225	28,350
子会社により発行された資本証券帰属分		-	-	4	504
信託優先証券IV帰属分		-	-	11	1,386
その他非支配持分帰属分		13	1,638	17	2,142
当期純利益		227	28,602	1,212	152,712

1 欧州中央銀行（以下「ECB」という）およびオランダ銀行（以下「DNB」という）が発表した声明に従い、ラボバンクは2020年度においてラボバンク証書について分配を行わないことを決定した。

要約連結包括利益計算書

要約連結包括利益計算書

	2020年度上半期		2019年度上半期	
	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
当期純利益	227	28,602	1,212	152,712
特定の条件に合致した場合に損益に振り替えられる その他の包括利益（税引後）：				
在外営業活動体に係る為替差損益	(266)	(33,516)	54	6,804
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債 性金融商品の公正価値の増加／（減少）	90	11,340	56	7,056
ヘッジ・コスト	(13)	(1,638)	(4)	(504)
キャッシュ・フロー・ヘッジ	-	-	(16)	(2,016)
関連会社および共同支配企業のその他の包括利益への 持分	(73)	(9,198)	85	10,710
その他	-	-	9	1,134
損益に振り替えられることのないその他の包括利益 （税引後）：				
退職後給付債務の再測定	6	756	7	882
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本 性金融商品の公正価値の増加／（減少）	(33)	(4,158)	27	3,402
関連会社および共同支配企業のその他の包括利益への 持分	11	1,386	(2)	(252)
公正価値測定に指定した金融負債に係る自己の信用 リスクによる公正価値の減少／（増加）	82	10,332	(70)	(8,820)
その他の包括利益	(196)	(24,696)	146	18,396
包括利益合計	31	3,906	1,358	171,108
ラボバンク帰属分	(84)	(10,584)	856	107,856
ラボバンク証券帰属分 ¹	-	-	242	30,492
ラボバンクにより発行された資本証券帰属分	121	15,246	225	28,350
子会社により発行された資本証券帰属分	-	-	4	504
信託優先証券IV帰属分	-	-	11	1,386
その他非支配持分帰属分	(6)	(756)	20	2,520
包括利益合計	31	3,906	1,358	171,108

1 ECBおよびDNBが発表した声明に従い、ラボバンクは2020年度においてラボバンク証券について分配を行わないことを決定した。

連結持分変動計算書

	準備金および利益剰余金		ラボバンクにより発行された資本性金融商品		子会社により発行された資本性金融商品		非支配持分		合計	
							その他			
	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
2019年12月31日現在残高	28,157	3,547,782	12,713	1,601,838	-	-	477	60,102	41,347	5,209,722
当期純利益	214	26,964	-	-	-	-	13	1,638	227	28,602
その他の包括利益	(177)	(22,302)	-	-	-	-	(19)	(2,394)	(196)	(24,696)
包括利益合計	37	4,662	-	-	-	-	(6)	(756)	31	3,906
ラボバンクにより発行された資本証券に関する支払額	(122)	(15,372)	-	-	-	-	-	-	(122)	(15,372)
資本証券の償還(注記10)	(12)	(1,512)	(1,488)	(187,488)	-	-	-	-	(1,500)	(189,000)
その他	(2)	(252)	(1)	(126)	-	-	(4)	(504)	(7)	(882)
2020年6月30日現在残高	28,058	3,535,308	11,224	1,414,224	-	-	467	58,842	39,749	5,008,374
2018年12月31日現在残高	27,264	3,435,264	13,938	1,756,188	553	69,678	481	60,606	42,236	5,321,736
当期純利益	1,195	150,570	-	-	-	-	17	2,142	1,212	152,712
その他の包括利益	143	18,018	-	-	-	-	3	378	146	18,396
包括利益合計	1,338	168,588	-	-	-	-	20	2,520	1,358	171,108
ラボバンク証券に関する支払額	(242)	(30,492)	-	-	-	-	-	-	(242)	(30,492)
ラボバンクにより発行された資本証券に関する支払額	(162)	(20,412)	-	-	-	-	-	-	(162)	(20,412)
子会社により発行された資本証券に関する支払額	(5)	(630)	-	-	-	-	-	-	(5)	(630)
資本証券の償還	(493)	(62,118)	(2,502)	(315,252)	(164)	(20,664)	-	-	(3,159)	(398,034)
その他	2	252	35	4,410	1	126	(9)	(1,134)	29	3,654
2019年6月30日現在残高	27,702	3,490,452	11,471	1,445,346	390	49,140	492	61,992	40,055	5,046,930

要約連結キャッシュ・フロー計算書

要約連結キャッシュ・フロー計算書

	2020年度上半期		2019年度上半期	
	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
税引前営業利益	367	46,242	1,609	202,734
税引前営業利益に認識されている非現金項目	1,922	242,172	743	93,618
営業活動に関する資産および負債の変動（純額）	33,620	4,236,120	(7,399)	(932,274)
営業活動によるキャッシュ・フロー（純額）	35,909	4,524,534	(5,047)	(635,922)
投資活動によるキャッシュ・フロー（純額）	35	4,410	30	3,780
財務活動によるキャッシュ・フロー（純額）	(13,443)	(1,693,818)	(4,912)	(618,912)
現金および現金同等物の増減額（純額）	22,501	2,835,126	(9,929)	(1,251,054)
1月1日現在の現金および現金同等物	63,086	7,948,836	73,335	9,240,210
現金および現金同等物の増減額（純額）	22,501	2,835,126	(9,929)	(1,251,054)
現金および現金同等物に係る為替差損益	(167)	(21,042)	29	3,654
6月30日現在の現金および現金同等物	85,420	10,762,920	63,435	7,992,810

[次へ](#)

中間財務諸表に対する注記

企業情報

ラボバンクは、協同組合の原則に基づき事業を行う国際的な金融サービス・プロバイダーである。ラボバンクはリテール・バンキング、ホールセール・バンキング、プライベート・バンキング、リースおよび不動産サービスを提供している。ラボバンクの中間財務諸表にはコーペラティブ・ラボバンク・ウー・アーおよびオランダ国内外のその連結子会社の財務情報が記載されている。

作成基準

ラボバンクの中間財務諸表は、欧州連合により採択された国際会計基準（以下「IAS」という）第34号「期中財務報告」に従って作成されている。

中間財務諸表の公表に関して、ラボバンクは連結包括利益計算書および連結キャッシュ・フロー計算書の要約版を表示することを選択した。本中間財務諸表は、連結財務諸表に要求される情報や開示のすべてを含んでいないため、ラボバンク・グループの2019年度連結財務諸表と併せて読むべきである。当該連結財務諸表は欧州連合により採択された国際財務報告基準（以下「IFRS」という）およびオランダ民法典第2編第9章の該当する条項に準拠して作成されている。この中間報告書で使用されている会計方針は、注記「国際会計基準審議会（以下「IASB」という）により公表され、欧州連合により採択された、当年度に適用されている新基準および修正基準」および注記「表示の変更」に記載された会計方針の変更を除き、ラボバンク・グループの2019年度連結財務諸表に対する注記に記載されたものと一致している。

継続企業

経営委員会は、本中間財務諸表の作成に当たり、会計上継続企業の前提を採用したことは適切であると判断している。

判断および見積り

経営陣は、本中間財務諸表の作成に当たり、連結財務諸表日現在の資産および負債の計上金額、偶発資産および偶発債務の計上、ならびに報告期間中の収益および費用の計上金額に影響を与える見積りおよび仮定について判断を行使した。

下記の会計原則では、評価および仮定に基づく重要な見積りを必要とする。経営陣の見積りは、利用可能な財務データや情報を基礎とする、現在の状況および活動に関するこの上なく慎重な評価に基づいて行われているが、実際の結果はこれらの見積りから乖離することがあり得る。

COVID-19のパンデミック（感染拡大）による財務報告への影響

概要

2020年度上半期において、COVID-19の感染拡大がラボバンクの信用ポートフォリオに影響を与えている。各国政府がコロナウイルス封じ込めのためのロックダウン措置をとった結果、ラボバンクの営業地域における経済活動は縮小した。信用エクスポージャーが信用の質という観点でマイナスの影響を受けた結果、多額のエクスポージャーがステージ2に振り替えられた。ラボバンクは、ステージ2のエクスポージャーが増加したことによって、今下半期以降以降に債務不履行が増え、ステージ3のエクスポージャーが増加すると予想している。

ECB、EBA、ESMAの勧告

COVID-19感染拡大に伴う経済への悪影響への対応を目的とした公的措置に基づく支払猶予（パブリック・モラトリアム）または民間主導の支払猶予（プライベート・モラトリアム）の適用は、それ自体で自動的に信用リスクの著しい増大が生じた結論付けるべきではないとの欧州銀行監督機構（以下「EBA」という）の見解にラボバンクは従っている。ラボバンクはまた、不良債権の特定および分類に関するECB、EBAおよび欧州証券市場監督局（以下「ESMA」という）の勧告を適用している。それは、貸手の財政状態を損なうことなく、貸出金の条件を再交渉できるというものである。つまり、当該貸出金に係るキャッシュ・フローの正味現在価値は条件変更後も変わらない。この場合、債務者が再交渉後の契約に基づき債務を履行する可能性が高いときは、当該エクスポージャーを債務不履行に分類する必要はないとされている。

ラボバンクの救済措置

ラボバンクは、ラボバンクが営業活動を行っている様々な国における公的措置に加え、オランダおよび全世界においてCOVID-19からの経済的な悪影響を受けた顧客を支援するための各種救済措置を設けた。

適格な一般支払猶予

オランダ銀行協会（以下「NVB」という）は同協会のウェブサイト上で、定型化された2種類の（民間主導の）法人顧客向け一般支払猶予について公表した。

- ・ エクスポージャーが2.5百万ユーロ未満の法人顧客に対するプライベート・モラトリアム
- ・ エクスポージャーが2.5百万ユーロ超50百万ユーロ未満の法人顧客に対するプライベート・モラトリアム

ラボバンクはこれら2種類の一般支払猶予を適用し、2020年3月15日より前に引き受けた貸出および信用枠に係る支払の延期を認めている。COVID-19危機発生前には遅滞なく支払を行っていた、オランダに本店を置くすべての法人顧客が当該猶予を利用することができる。支払猶予は、顧客ごとに事前の信用評価をすることなく、かつ条件緩和の区分を変えることなく認められる。支払猶予の提供は、それ自体ではステージ2への振替事由となる信用リスクの著しい増大とはみなされない。これらの顧客の大半については、翌期に定期レビューの一環として顧客ごとの評価を行う予定である。

ラボバンクは、NVBの支払猶予のもと法人顧客へ以下の猶予を提供している：

- ・ 債権額が500万ユーロ以下の元金の返済について最長6ヶ月間の一般支払猶予
- ・ (ラボバンクが貸手である)リース料のうち、猶予に伴う正味現在価値の変動が、小口取引については100ユーロ未満、大口債権(100万ユーロ超)については500ユーロ未満であるものの支払停止

オランダ国外においては、ラボバンクは顧客に対し、EBAに基づくパブリック・モラトリアムまたはプライベート・モラトリアムを提供していない。

一般支払猶予として認められない元金および/または利息の延期

ラボバンクはまた、オランダ国内外において、一般支払猶予には該当しないが顧客が元金の返済および/または利息の支払を一時的に延期することを認める救済措置を提供している。これらの措置には、個人に提供した住宅ローンの支払延期が含まれる。これらの支払延期措置による信用リスク区分への影響を検討する際、重要な要素が2つある。

- ・ 支払延期期間の長さ
- ・ 信用債務の正味現在価値(以下「NPV」という)が影響を受けることによりラボバンクに重大な経済的損害が発生

これに基づき、ラボバンクは一般支払猶予以外の支払延期措置を3種類に分類している：

- ・ NPVに重大な影響がなく(小口取引については100ユーロ未満、大口債権については500ユーロ未満)、かつ期間が3ヶ月以下：この指標は、資金難に陥っていることを示す他の兆候がない限り、信用リスクの著しい増大または他の信用リスク分類の事由にはならない。
- ・ NPVに重大な影響がなく、かつ期間が3ヶ月超：この指標では、顧客ごとに評価を実施し、適切な信用リスクの分類を決定する。
- ・ NPVに重大な影響がある(期間を問わない)：この指標では、顧客側に資金難に陥っている兆候があるとみなされ、条件緩和措置であり、少なくともステージ2に分類する事由であるとみなされる。

追加的（流動性）資金供給

ラボバンクはまた、COVID-19危機によって追加的流動性が必要となった顧客に対し、追加的資金供給（新規貸出）も行った。これらの貸出は、政府保証付で供与されたものもあれば、そうでないものもある。オランダ政府保証付の追加的資金供給の例としては、BKMB-Cと信枠が挙げられる。ラボバンクにとっての信用リスク軽減措置として付された政府保証は、デフォルト確率（以下「PD」という）などの顧客の信用の質の測定に影響を及ぼさない。政府保証付で引き受けた法人向け貸出金は、アンファンデッド信用プロテクションとみなされ、デフォルト時損失率（LGD）や予想信用損失（以下「ECL」という）といった損失の見積時に考慮されている。政府保証のない追加的資金供給の申請についてはすべて、顧客ごとに評価を実施した。

IFRS第9号の減損引当金に対する影響：将来予測的な情報

将来予測的な情報

COVID-19の感染拡大に伴う予想信用損失への影響のほとんどは、将来予測的な情報の修正に関するものであり、その修正の結果、IFRS第9号に基づくステージ1および2の減損引当金が増加した。各ステージのエクスポージャーおよび減損引当金の概要については、注記6「顧客に対する貸出金および預け金」を参照されたい。2020年度上半期に適用したマクロ経済のシナリオは、2019年度に適用したシナリオと大きく異なるものとなった。ラボバンクの基本シナリオは、2020年は景気後退に陥り、2021年に回復するという内容である。ラボバンクは、政府による金融支援策が顕著な軽減効果を発揮すると予想している。基本シナリオは発生する可能性が最も高く70%、下振れおよび上振れシナリオはいずれも15%とみなされている。

基本シナリオ：概要

COVID-19感染拡大の影響で、基本シナリオでは悲観的な世界経済情勢を想定している。ほんの数ヶ月前には、COVID-19は世界経済の成長に対する単なる下振れリスクに過ぎないと考えられていたが、COVID-19は、瞬く間に全世界の見通しを根本的に変える事象となった。ラボバンクは、世界の成長予想を大幅に下方修正し、2020年は世界的に景気が後退すると予想している。後に続く2021年には、景気後退からの反発を反映したより高い成長率を想定している。ラボバンクは2020年度上半期において、数回にわたり予想を下方修正した。

ラボバンクの最も重要な市場に関する基本シナリオ

オランダ

オランダには、COVID-19感染拡大が発生する前から在宅勤務やオンライン・ショッピングが普及していたという点でいくつかの優位性がある。まず、そうした備えが、比較的緩やかなロックダウン（都市封鎖）時に経済活動が受けた打撃を吸収する役目を果たした。同様に緩やかなロックダウンを行ったドイツと比較すると、2020年のGDP予想は、好調であった2019年の下半期と2020年の第1四半期からのプラスの繰越効果によりオランダの方が高い。ドイツ政府同様、オランダ政府は相当程度の財政出動・金融支援を行う余力があり、これまでのところそうした策を講じてきた。概して言えば、COVID-19危機によるオランダへの初期の影響は、他のユーロ圏諸国よりも軽微にとどまると予想される。

もっとも、流動的な契約形態の被雇用者を中心に失業率が（公式・非公式共に）上昇することが予想されることから、今後数四半期における景気回復は緩やかになることが見込まれる。このことが内需に負担をかけることになる。また、相対的に開かれているオランダ経済は、世界的な景気後退の影響を受けるであろう。オランダにおけるマクロ経済のシナリオおよび将来予測的な情報の詳細については、注記7「金融資産に係る減損引当金および信用関連の偶発債務」に記載している。

上振れシナリオと下振れシナリオ

ラボバンクは、全英経済研究所世界経済モデル（以下「NIGEM」という）の統計的シミュレーション法を用いて上振れシナリオと下振れシナリオを生成した。定式化の手続は2つの手順から成る：

1. NIGEMの確率関数を用いて、上振れおよび下振れシナリオが基本シナリオから乖離するであろう最初の四半期から最後の四半期までのラボ・リサーチ提供の1000のシナリオを実行する。NIGEMは、モデル方程式から過去の残差（ランダムに選択）を用いて予測期間中のショックを与える（モンテカルロ・シミュレーション）。結果として、世界の取引損失に係る過去の分散に基づくマクロ経済的帰結の分布が得られる。
2. 当該分布の上位15%のシナリオと下位15%のシナリオを表す2つのシナリオを調べる。

専門家の判断に基づく事後的モデル調整

COVID-19感染拡大に起因する特異な状況により、専門家の判断および調整を必要とするモデルの結果となった。オランダでは、飲食業界、花卉、余暇・娯楽、飲食以外の小売、運輸およびエネルギー産業などの、影響を受けた業界および個人に対して政府が手厚い流動性支援を行った。こうした支援が、ロックダウン措置による直接的な影響を先送りにした。こうした理由から経営陣は、（セクター別の内部調査に基づき）オランダに関しては、モデルの結果は予想信用損失の著しい増大を示していないと判断した。また、すべての顧客についてCOVID-19後の新たな信用リスク評価を実施してはいないという事実から、ラボバンクはこれらの顧客に関する信用リスク格付を無効にした。予想される信用リスクの悪化に関するセクター別の内部評価の結果、経営陣は、モデルに基づく減損引当金に加えて0.3十億ユーロの調整を行った。

さらに、米国におけるステージ1およびステージ2の減損引当金に関するモデルの結果でも専門家の判断が必要となった。経営陣がトップダウン分析とボトムアップ分析を実施し、米国における貸出金ポートフォリオの信用の質に係る減損引当金に対するマクロ経済の動向による影響を評価した結果、モデルに基づく減損引当金から0.1十億ユーロ減額する調整を行った。

金融資産の減損引当金

予想信用損失を測定および認識するための3つのステージから成る予想信用損失減損モデルには、相当程度の経営陣の判断が伴う。同モデルに基づく減損引当金の計上と個別に評価する金融資産の測定に係る予想信用損失の算出において、ラボバンクは見積りと経営者の判断を用いている。同モデルに基づく減損引当金に関する情報は、注記7「金融資産に係る減損引当金および信用関連の偶発債務」に記載している。個別に評価する信用減損した金融資産については、割引キャッシュ・フローの計算を行う。多くの場合、予想将来キャッシュ・フローの見積りと3つのシナリオの加重には判断が求められる。

金融資産および金融負債の公正価値

金融資産および金融負債の公正価値の決定に関する情報は注記12「金融資産および金融負債の公正価値」に記載されている。

のれんおよびその他無形資産、ならびに関連会社および共同支配企業への投資の減損

のれんおよびその他無形資産は、少なくとも年1回、帳簿価額と回収可能額を比較することにより減損の評価を行うのに対し、関連会社および共同支配企業への投資は、特定のトリガーが識別された時点で減損テストを実施する。ラボバンクは、COVID-19の感染拡大によって生じた減損はないと結論付けた。それらの資産の減損の評価に当たり、回収可能額を決定するには、市場価格、比較対象企業の価格、現在価値もしくはその他の評価手法、またはそれらの組み合わせに基づく見積りが必要となり、経営陣は、主観的な判断および仮定を行うことが求められる。基礎となる状況が変化した場合、それらの見積りや仮定により、計上額に大幅な差異が生じる可能性があることから、それらの見積りは極めて重要と考えられる。

課税

法人税ならびに関連する当期税金資産および負債ならびに繰延税金資産および負債の決定に際しては見積りを使用する。取引の税務上の取扱いは常に明確または確実であるとは限らず、複数の国において過年度の納税申告が多くの場合確定しないまま、長期にわたり税務当局の承認の対象となる場合がある。計上されている税金資産および負債は、入手可能な最善の情報、および適切な場合外部の助言に基づいて決定されたものである。最終結果と当初の見積りの差異は、取扱いが合理的に確実になった期間に当期税金資産および負債ならびに繰延税金資産および負債として会計処理される。中間期間の法人税は、通年で予想される加重平均年次法人税率の最善の見積りに基づいて認識される。

その他引当金

IAS第37号の適用に際しては、現在の債務が存在するか否かの決定、ならびに資源流出の可能性、時期および金額を見積もるための判断が必要になる。法的手続および仲裁手続に係る引当金に関する判断についての詳しい情報は、注記9「法的手続および仲裁手続」に記載されている。

国際会計基準審議会（IASB）により公表され、欧州連合により採択された、当年度に適用されている新基準および修正基準

金利指標改革（IFRS第9号、IAS第39号およびIFRS第7号の修正）

ラボバンクは2020年1月1日付でこれらの修正を適用した。当該修正は、企業が、金利指標改革の影響による金利指標の変更はないという前提のもとヘッジ会計の要求事項を適用できるように、所定のヘッジ会計の要求事項を修正するものである。これらの変更は、金利指標改革の影響を直接受けるすべてのヘッジ関係に強制的に適用される。修正後の基準によって定められている内容以外の理由によりヘッジ関係がヘッジ会計適用の要求事項を満たさなくなった場合は、ヘッジ会計の中止が求められる。

ラボバンクは、代替金利指標への移行に対応するため、市場と、各種業界の作業部会や中央銀行、規制当局が公表する見解を緊密にモニタリングしている。ラボバンクはIBOR移行プログラムとガバナンス体制を立ち上げ、商品開発や運用の準備、顧客への情報提供および契約変更、報告と評価、教育およびコミュニケーションを含むがこれらに限定されない、影響が及ぶあらゆる領域に注力している。これらの修正の適用による損益または資本への影響はない。

IFRSのその他の修正

IFRS第3号、IAS第1号およびIAS第8号ならびに「IFRSにおける概念フレームワークへの参照」に軽微な修正が加えられた。これらの修正の適用による損益または資本への影響はない。

国際会計基準審議会（IASB）により公表されたが、まだ欧州連合により承認されていない新基準

IFRS第17号「保険契約」

2017年5月、IASBは、2023年1月1日以降に開始する事業年度に適用されるIFRS第17号「保険契約」を公表した。IFRS第17号は、同基準の適用対象となる保険契約の認識、測定、表示および開示に関する原則を定めたものである。IFRS第17号は、企業がこれらの保険契約を正確に示す適切な情報を確実に提供することを目的としている。この情報は、保険契約が企業の財政状態、業績およびキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表の利用者が評価するための基礎を提供するものである。本基準はラボバンクの関連会社であるアフメアに影響を及ぼすことになる。ラボバンクは現在、この基準がラボバンクの財務諸表に及ぼす影響について評価を行っている。

その他IFRSの修正

負債の流動負債または非流動負債への分類に関してIAS第1号に軽微な修正が加えられており、2023年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。これらの新しい要求事項は現在分析中であり、その影響はまだ不明であるが、ラボバンクは、これらの修正の適用が利益や資本に影響を与えることはないと予想している。

表示の変更

2020年度の中間財務諸表において、決済サービスに関連する費用は、監督上の財務報告との整合性を図るため「その他一般管理費」から「支払手数料」へ表示変更された。2019年6月30日現在の比較数値77百万ユーロが表示変更されている。

主たる財務諸表に対する注記

1. 純受取利息

純受取利息

単位：百万ユーロ	2020年度上半期	2019年度上半期
受取利息		
現金および現金同等物	88	184
金融機関に対する貸出金および預け金	46	122
顧客に対する貸出金および預け金	6,705	7,587
公正価値ヘッジ会計に利用されるデリバティブ	61	(35)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	129	227
実効金利法を用いて測定する金融資産からの受取利息	7,029	8,085
売買目的金融資産	17	16
公正価値測定に指定した金融資産	3	-
強制的に公正価値で測定される金融資産	9	13
マイナス金利の金融負債に係る受取利息	62	51
その他	62	34
その他の受取利息	153	114
受取利息合計	7,182	8,199
支払利息		
金融機関預り金	71	100
顧客預り金	925	1,370
発行済負債証券	1,146	1,550
売買目的金融負債	3	3
経済的にヘッジする目的で保有されるデリバティブ	367	336
公正価値測定に指定した金融負債	74	95
劣後債務	354	393
マイナス金利の金融資産に係る支払利息	128	127
リース負債	9	9
その他	5	2
支払利息合計	3,082	3,985
純受取利息	4,100	4,214

2. その他の営業活動による純利益

その他の営業活動による純利益

単位：百万ユーロ	2020年度上半期	2019年度上半期
不動産事業からの収益	569	524
不動産事業による費用	465	410
不動産事業からの純利益	104	114
オペレーティング・リース事業からの収益	462	417
オペレーティング・リース事業による費用	374	325
オペレーティング・リース事業からの純利益	88	92
投資不動産からの収益	13	14
投資不動産による費用	7	6
投資不動産からの純利益	6	8
その他の営業活動による純利益	198	214

3. 人件費

人件費

単位：百万ユーロ	2020年度上半期	2019年度上半期
賃金および給与	1,331	1,322
社会保険拠出金および保険料	152	165
年金費用 - 確定拠出制度	198	201
その他の退職後給付引当金の繰入 / (戻入)	4	21
研修および旅費交通費	58	96
その他の人件費	608	587
人件費	2,351	2,392

4. その他一般管理費

その他一般管理費

単位：百万ユーロ	2020年度上半期	2019年度上半期
引当金の繰入および戻入	(29)	59
ITおよびソフトウェア費用	169	153
コンサルタント費用	185	164
広報費用	43	69
有形（無形）資産の認識中止および減損に係る損益	19	(13)
その他費用	167	334
その他一般管理費	554	766

その他費用には付加価値税（VAT）の還付による計上額が含まれている。

5. 金融資産に係る減損費用

金融資産に係る減損費用

単位：百万ユーロ	2020年度上半期	2019年度上半期
顧客および金融機関に対する貸出金および預け金	1,487	436
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	1	-
償却後の回収額	(42)	(57)
ローン・コミットメントおよび金融保証	(4)	61
金融資産に係る減損費用	1,442	440

6. 顧客に対する貸出金および預け金

貸出金ポートフォリオの内訳を下表に示す。

顧客に対する貸出金および預け金

単位：百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
顧客に対する貸出金および預け金の帳簿価額総額	441,356	437,403
ヘッジ会計による調整	7,824	7,044
顧客に対する貸出金および預け金に係る減損引当金	(4,879)	(3,940)
顧客に対する貸出金および預け金合計	444,301	440,507

2020年6月30日	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
顧客に対する貸出金および預け金の帳簿 価額総額	384,145	42,802	14,409	441,356
顧客に対する貸出金および預け金に係る 減損引当金	694	836	3,349	4,879
2019年12月31日	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
顧客に対する貸出金および預け金の帳簿 価額総額	401,895	20,418	15,090	437,403
顧客に対する貸出金および預け金に係る 減損引当金	369	346	3,225	3,940

7. 金融資産に係る減損引当金および信用関連の偶発債務

下表に金融資産に係る減損引当金および信用関連の偶発債務の期首残高から期末残高までの増減を示す。

金融資産に係る減損引当金および信用関連の偶発債務

単位：百万ユーロ

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計
2020年 1 月 1 日現在の残高	402	366	3,323	4,091
当初認識および取得に伴う増加	105	6	45	156
認識中止に伴う減少	(65)	(48)	(127)	(240)
信用リスクの変動に伴う変動	341	550	680	1,571
当年度の不良債権の償却	(6)	(2)	(400)	(408)
その他の変動	(20)	1	(104)	(123)
2020年 6 月30日現在の残高	757	873	3,417	5,047

単位：百万ユーロ

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計
2019年 1 月 1 日現在の残高	301	253	3,315	3,869
当初認識および取得に伴う増加	96	6	146	248
認識中止に伴う減少	(94)	(79)	(300)	(473)
信用リスクの変動に伴う変動	106	194	941	1,241
当年度の不良債権の償却	(8)	(8)	(718)	(734)
その他の変動	1	-	(61)	(60)
2019年12月31日現在の残高	402	366	3,323	4,091

信用リスクの著しい増大

資産をステージ 1 からステージ 2 へ振り替えるには判断が求められる。PDの閾値に対するECLの感応度を実証するために、すべての資産がPDの閾値未満であると仮定して12ヶ月のECLを割り当てる分析を実施した。また同一の資産について、すべての資産がPDの閾値を上回っていると仮定して全期間のECLを割り当てる分析も実施した。これらの分析を実施した結果、ECLはそれぞれ1,198百万ユーロおよび2,838百万ユーロであった。2020年6月30日現在のステージ 1 およびステージ 2 の減損引当金の合計は1,630百万ユーロである。ステージ 2 のエクスポージャーが大幅に増加しているのは、COVID-19の感染拡大に伴う景気の悪化が主因である。

将来予測的情報およびマクロ経済シナリオ

各ステージの予想信用損失の見積りおよび信用リスクの著しい増大の評価では、過去の事象や現在の状況に関する情報、ならびに将来の事象および経済情勢に関する合理的かつ実証可能な予測（以下「将来予測的情報」という）を検討する必要がある。ラボバンクは、ECLモデルにおいては確率加重した3つの世界的マクロ経済シナリオ（基本シナリオ、下振れシナリオ、上振れシナリオで構成される）を用いて予想信用損失を算定している。重要な変数は国内総生産の成長率、失業率および金利である。これら将来のマクロ経済予測には判断が必要であり、ラボバンク内部の調査により実行している。ステージ1およびステージ2の引当金計上のためのECLモデル・プロセスにおいて使用した将来のマクロ経済に関する主なインプットの感応度分析、および3つの各シナリオに適用した確率加重を、ECLに占める割合が最も大きい地域、すなわちオランダについて以下に示す。

オランダ		2020年	2021年	2022年	加重前のECL	確率	加重後ECL	加重後ECL
							(百万ユーロ)	(百万ユーロ)
		2020年					2020年	2019年
							6月30日	12月31日
上振れ	国民1人当たり のGDP	-5.6%	4.7%	2.1%				
	失業率	4.7%	4.7%	2.1%	544	15%		
	実質金利	1.0%	0.4%	-0.3%				
基本	国民1人当たり のGDP	-6.0%	2.7%	2.4%				
	失業率	5.0%	6.3%	4.9%	645	70%	655	387
	実質金利	0.9%	-0.1%	-0.4%				
下振れ	国民1人当たり のGDP	-6.5%	-0.6%	3.1%				
	失業率	5.2%	7.8%	7.5%	809	15%		
	実質金利	0.9%	-0.9%	-0.7%				

仮に下振れおよび上振れシナリオの確率加重をいずれも10%とし、基本シナリオの確率加重を80%とした場合、加重後の（全地域に関する）ECL合計は7百万ユーロ減少する。他方、下振れおよび上振れシナリオの確率加重をいずれも20%とし、基本シナリオの確率加重を60%とした場合、加重後の（全地域に関する）ECL合計は7百万ユーロ増加する。

8. 顧客預り金

顧客預り金

単位：百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
当座預り金	104,531	89,010
合意済みの満期預り金	81,087	63,627
通知預り金	187,342	180,159
レボ契約	11	32
信託預り金	8,340	9,522
その他顧客預り金	210	186
顧客預り金合計	381,521	342,536

合意済みの満期預り金には、ECBの公開市場オペレーションによる資金20十億ユーロ（2019年は4十億ユーロ）が含まれている。

9. 法的手続および仲裁手続

ラボバンクは、相当の訴訟リスクを引き起こす法律・規制上の環境の中で活動している。ラボバンクはオランダおよび他の諸国において訴訟、仲裁および規制手続に関与している。以下では、ラボバンクに負債を発生させる可能性のある、最も関連性の深い法律・規制上の訴訟について述べる。法的主張に対する引当金は、過去の事象の結果として債務が生じ、その債務を決済するために資源の流出が必要になる可能性が高い場合で、かつ債務額について信頼性のある見積りができる場合に認識される。その主張により資源の流出が発生する可能性が発生しない可能性よりも高い(すなわち、可能性が50%を超えている)かどうかを判断するに当たって、ラボバンクは複数の要因を考慮に入れる。これらの要因には、主張の種類および根底にある事実関係、各事案の手続プロセスおよびそれまでの経緯、法的機関および仲裁機関の判決・裁定、ラボバンクの経験および類似事案に関与した第三者の経験(既知の場合)、それまでの和解協議、類似事案における第三者の和解(既知の場合)、利用可能な(潜在的な)求償権、ならびに法務アドバイザーおよびその他専門家の助言や意見が含まれる(がこれらに限らない)。同種の事案はひとつにまとめられており、また事案によっては複数の主張が含まれていることもある。特定の事案に関する見積損失額が、当該事案の結果に悪影響を与える可能性がある情報であるとラボバンクが判断した場合、この情報を個別に開示していない。潜在的な見積損失額および引当金は、その時点で入手可能な情報に基づくものであり、その大部分は判断ならびに複数の異なる仮定、変数および既知・未知の不確実性を前提としている。かかる不確実性には、ラボバンクが入手可能な情報の不正確性および不完全性が含まれることがある(特に、事案の初期段階の場合)。また、ラボバンクが、将来の法的もしくはその他の事例の判決、または監督機関もしくはラボバンクの相手方が取ると見込まれた行動もしくは態度に関して立てた仮定が、誤っていたと判明することもある。さらに、法的紛争に関連して発生する可能性のある損失の見積りは、判断や見積りのために一般的に使用される統計的またはその他の定量的分析手段を使用して処理することが往々にして不可能である。ラボバンクが、将来的な資金流出のリスクについて、発生する可能性が発生しない可能性よりも高いと判断する事案グループは、時間と共に変化する。当行が潜在的な損失額を見積もることのできる事案数についても、同じことが言える。実務では、見積りがなされたこれらの事案において、最終結果が、潜在的な見積損失額を大幅に上回ったり下回ったりすることがあり得る。ラボバンクはまた、損失発生の可能性は高くないと思われるものの、極めて低いわけでもなく、かつ引当金を認識していない法務リスクから損失を被ることもある。(a) 資金流出が発生する可能性が高くはない(not probable)ものの、ほとんどないとは言えない場合、または(b) 資金流出が発生する可能性が発生しない可能性よりも高い(more likely than not)ものの、潜在的な損失額を信頼性をもって見積もることができない場合、偶発債務が表示される。ラボバンクは、罰金が課される前または賠償責任が決定される前に、訴訟もしくは規制手続または調査で和解することがある。和解の理由は、(i)その段階で費用および/もしくは経営陣の労力を回避したいという判断、(ii)その他のビジネスへの悪影響の回避、ならびに/または(iii)たとえ、ラボバンクが自らを防御する十分な論拠があると判断した場合でも、賠償責任に関連する紛争の継続による規制・評判上の影響を防止することなどである。さらに、ラボバンクは同じ理由により、法律上要求されないと判断する状況でも、第三者に損失補償を行うことがある。

金利デリバティブ

ラボバンクは、変動利付（例えば、Euribor連動型）貸出金に関連する金利リスクの軽減を希望するオランダの法人顧客との間で金利スワップなどの金利デリバティブ契約を締結している。金利スワップは変動金利の上昇から事業を保護すると共に、事業における支払利息を許容可能な水準に抑えるために役立つ。オランダ財務省は独立委員会を設置し、同委員会は2016年7月5日、オランダのSME向け金利デリバティブの再評価に関する回復フレームワーク（以下「回復フレームワーク」という）を公表した。ラボバンクは回復フレームワークに参加している。ラボバンクはまた、オランダの法人顧客との間で締結された金利デリバティブに関連するオランダの民事訴訟に関与している。これらの民事訴訟は、地方裁判所、上訴裁判所および最高裁判所にて係争中の個別の事案に関連している。これらの訴訟は、金利デリバティブに関して顧客へ誤った情報を伝えたという申立てに関するものである。ラボバンクはこれらの請求すべてに対して争う意向である。ラボバンクは、自行のオランダのSME法人顧客の金利デリバティブの（再）評価および支払われた前払金に関連して2020年6月30日時点で44百万ユーロ（2019年12月31日：107百万ユーロ）の引当金を認識した。2020年における回復フレームワークに基づく顧客へのラボバンクの支払額は63百万ユーロであった。

イムテック

イムテックグループは2015年8月に破産を宣告された。ラボバンクは、同グループへ資金を供与した銀行の一つであり、また2013年7月と2014年10月のいずれの株主割当も引き受けている。ラボバンクは2018年1月30日、目論見書に虚偽表示があったとの主張に基づく集団訴訟と詐欺的偏頗行為（actio pauliana）の疑いに関する集団訴訟に関する訴訟手続が後日開始される可能性があるとのライアビリティ・レターを株主グループから受領した。2018年3月28日付の書状により、VEB（株主全般の利益増進を目的とするオランダの団体）が、イムテックの投資家が被ったとされる損害について、ラボバンクを含む関係者に責任があると主張した。ラボバンクは2018年8月10日、イムテックの管財人から、同グループは多数の取引の無効化と様々な損害賠償を求めるとの正式通知を受領した。当該書状は、訴訟の可能性を視野に時効期間を中断させることを目的としたものである。いかなる訴訟手続もまだ開始されておらず、上記関係者のいずれによってもそれ以上の法的行為はとられていない。ラボバンクは、現時点でこれらの訴訟の結果を評価できないことから、イムテックの事案は偶発債務であると認識している。引当金は計上していない。

Libor/Euribor

ラボバンクは、複数年にわたって、ベンチマーク関連の問題について、規制当局による手続に関与している。ラボバンクはこれらの手続に関与している規制当局および各関係当局に協力しており、また今後も必要に応じて協力していく予定である。2013年10月29日、ラボバンクは、ラボバンクによる過去のLiborおよびEuriborの呈示プロセスに関する調査に関連して、複数のこれら当局との和解合意に至った。これらの和解合意に基づいて支払うべき金額は2013年にラボバンクによって全額が支払われ、会計処理された。2019年7月2日、これに関連してラボバンクは、更に1件、当局との和解合意に達した。本和解合意に基づく支払債務（390,000スイスフラン（当局が負担した費用を除く））は2019年にラボバンクによって全額が支払われ、会計処理された。ラボバンクは、他の複数のパネル行およびディーラー間ブローカーと共に、米国の連邦裁判所における様々な推定上の集団訴訟および個別の民事訴訟に関連して被告として指名されている。これらの訴訟は、米ドル（USD）Libor、英ポンド（GBP）Libor、日本円（JPY）Libor、Tibor（注：ラボバンクはTiborのパネル行を務めたことはない）およびEuriborに関するものである。また、ラボバンクおよび/またはその子会社は、金利ベンチマークに関連する民事訴訟でオランダ、アルゼンチン、英国、アイルランドおよびイスラエルの様々な裁判所への出廷をラボバンクに命じる訴状および召喚状を受け取っている（集団訴訟を含む）。上記の集団訴訟および民事訴訟は、本質的に不確実性に晒されているため、その結果を予測することは困難である。ラボバンクはこれらの訴訟に対し実質的かつ説得力のある法律および事実関係に基づく抗弁を有するという立場を取っている。ラボバンクはこれらの請求に対して引き続き争う方針である。ラボバンクは、資金流出が発生する可能性が高くはないものの、ほとんどないとは言えないと見積もっており、Libor/Euriborの事案グループを偶発債務と捉えている。引当金は設定されていない。

その他の事案

ラボバンクが対象になっている、引当金を認識した法的手続は他にもある。これらの事案は各々が比較的小規模であることから（先に述べたとおり）個別に開示していない。これらの事案を併せた引当金総額は34百万ユーロ（2019年12月31日：91百万ユーロ）である。上記の偶発債務の事案のほかにも、偶発債務として認識したが、規模の点であまり影響がない事案がいくつかある。それらの偶発債務の事案に関して請求されている金額は最大で481百万ユーロ（2019年12月31日：288百万ユーロ）である。

10. 準備金および利益剰余金

準備金および利益剰余金の内訳は以下のとおりである。

準備金および利益剰余金

単位：百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	2019年6月30日
外国為替換算準備金	(996)	(742)	(769)
再評価準備金 - その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融資産	299	308	345
再評価準備金 - キャッシュ・フロー・ヘッジ	(26)	(26)	(56)
再評価準備金 - ヘッジ・コスト	33	46	26
再評価準備金 - 売却目的資産	(26)	(26)	40
再測定準備金 - 年金	(153)	(170)	(140)
再評価準備金 - 公正価値測定に指定した金融負債に係る自己の 信用リスクに起因する公正価値の変動	(61)	(143)	(101)
利益剰余金	28,988	28,910	28,357
準備金および利益剰余金合計	28,058	28,157	27,702

11. 2020年度上半期における資本性金融商品の償還

ラボバンクは2005年1月22日に1,500百万ユーロの資本証券を発行した。当該資本証券の条件書に従い、ラボバンクは第1回期限前償還日である2020年6月29日にこれらの資本証券を償還した。

12. 金融資産および金融負債の公正価値

本注記は、2019年度連結財務諸表の注記4.9「金融資産および金融負債の公正価値」と併せて読むべきである。同注記には、採用された会計方針、公正価値の計算に使用された評価方法、および評価の監視の基準となる評価管理の枠組みがより詳細に示されている。採用された会計方針または適用された評価方法に変更はない。

次表は、以下に詳述されている評価方法および仮定に基づき償却原価で認識される金融商品の公正価値を示したものである。公正価値とは、評価日に市場参加者の間で実施される標準的な取引において、資産売却の対価として受け取られるであろう価格、または負債譲渡のために支払われるであろう価格を表す。ラボバンクは公正価値の測定に関して、資産売却または負債譲渡の取引は、当該資産または負債の主要市場、あるいは主要市場が存在しない場合には最も有利な市場で実施されると仮定する。

ラボバンクが保有、発行している多くの金融資産および金融負債について市場価格が入手不可能である。これらの金融商品の場合、下表に示された公正価値は、報告日時点の市場条件に基づき、現在価値技法または他の見積りおよび評価方法の結果を使用して見積られたものである。これらの方法を使用して引き出される価値は、金額のほか、将来キャッシュ・フローのタイミング、割引率および市場の流動性悪化の可能性に使用された前提となる仮定に大きく影響される。

財政状態計算書において償却原価で測定する金融商品の公正価値

単位：百万ユーロ	2020年6月30日		2019年12月31日	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
資産				
現金および現金同等物	85,420	85,431	63,086	63,104
金融機関に対する貸出金および預け金	22,653	22,648	29,297	29,314
顧客に対する貸出金および預け金	444,301	459,436	440,507	455,258
負債				
金融機関預り金	22,876	22,918	21,244	21,267
顧客預り金	381,521	387,047	342,536	347,905
発行済負債証券	116,913	117,787	130,403	132,326
劣後債務	15,682	17,824	15,790	17,625

上表に示された金額は、一定の方法と仮定に基づいて経営陣が行った最善の見積りである。活発な市場における市場価格が入手可能な場合は、それが公正価値の最善の見積りとされる。

期間の定めがある証券、資本性金融商品、デリバティブまたはコモディティ商品などに関して活発な市場における市場価格が入手できない場合、ラボバンクは、これらの投資の信用格付と満期期間に対応する市場金利で割引いた、将来キャッシュ・フローの現在価値に基づく予想公正価値を基準として用いる。また、モデルに基づく価格を公正価値の決定に使用することもできる。ラボバンクは、金融商品の評価のために使用したすべてのモデルを、独立した専門スタッフに検証させるという方針をとっている。これらのスタッフは、金融商品の公正価値決定の担当者にはなれない。

市場価値または公正価値の決定にあたっては様々な要因を検討しなければならない。かかる要因には、貨幣の時間的価値、ボラティリティ、原オプションおよび取引相手の信用の質が含まれる。評価プロセスは、定期的に入手可能な市場価格が体系的に使用されるように設計されている。この体系的な評価プロセスは信用危機の時期にその価値が証明された。仮定の修正は、売買目的および売買目的以外の金融資産および金融負債の公正価値に影響することもある。

下表は、金融資産および金融負債の公正価値決定に使用された公正価値のヒエラルキーを示したものである。
内訳は以下のとおりである。

- ・レベル1：同一の資産または負債にかかわる、活発な市場における市場価格。「活発な市場」とは、当該資産または負債に関連する取引が、価格情報を恒久的に提供するうえで十分な頻度と取引量で行われている市場をいう。
- ・レベル2：レベル1に含まれる市場価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格として）または間接的（すなわち、価格からの派生として）に観察可能なもの。
- ・レベル3：観察可能な市場データに基づかない、資産・負債にかかわるインプット。

公正価値による金融商品の再評価では、ラボバンクは、各報告期間末時点のレベルを再評価することにより、公正価値ヒエラルキーの各カテゴリー間において振替が発生した時点を決定する。

財政状態計算書において公正価値で測定する金融資産および金融負債の公正価値のヒエラルキー

単位：百万ユーロ	レベル1	レベル2	レベル3	合計
2020年6月30日現在				
財政状態計算書において公正価値で計上する資産				
売買目的金融資産	2,150	104	563	2,817
公正価値測定に指定した金融資産	73	16	1	90
強制的に公正価値で測定される金融資産	355	579	1,243	2,177
デリバティブ	16	29,318	223	29,557
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	13,882	2,147	273	16,302
売却目的固定資産	-	-	263	263
財政状態計算書において公正価値で計上する負債				
デリバティブ	15	29,182	42	29,239
売買目的金融負債	636	-	-	636
公正価値測定に指定した金融負債	-	5,761	-	5,761
単位：百万ユーロ				
2019年12月31日現在				
財政状態計算書において公正価値で計上する資産				
売買目的金融資産	1,649	147	74	1,870
公正価値測定に指定した金融資産	100	-	1	101
強制的に公正価値で測定される金融資産	72	620	1,213	1,905
デリバティブ	36	23,434	114	23,584
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	11,608	1,671	226	13,505
売却目的固定資産	-	-	435	435
財政状態計算書において公正価値で計上する負債				
デリバティブ	28	23,980	66	24,074
売買目的金融負債	399	-	-	399
公正価値測定に指定した金融負債	-	6,328	-	6,328

次表は、財政状態計算書に公正価値で計上している金融商品のうちレベル3に分類されたものの変動を示している。資本に含められるレベル3における公正価値の調整額は、包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る再評価準備金として会計処理されている。

レベル3における公正価値で測定する金融商品

単位：百万ユーロ	2020年 1月1日 現在の残高	損益に組入 れられる公 OCIに組入れ らるる公正		購入額	売却額	決済額	レベル3へ の(から 売却目的へ の)振替		2020年 6月30日 現在の残高
		動	価値の変動				の振替	の振替	
資産									
売買目的金融資産	74	(143)	-	654	(22)	-	-	-	563
公正価値測定に指定した金融資産	1	-	-	-	-	-	-	-	1
強制的に公正価値で測定される金融資産	1,213	(50)	-	107	(27)	-	-	-	1,243
デリバティブ	114	149	-	-	-	(39)	(1)	-	223
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	226	-	(2)	-	-	-	49	-	273
負債									
デリバティブ	66	17	-	-	-	(40)	(1)	-	42
公正価値測定に指定した金融負債	-	-	-	-	-	-	-	-	-

単位：百万ユーロ	2019年 1月1日 現在の残高	損益に組入 OCIに組入 れられる公 れられる 正価値の変 公正価値		購入額	売却額	決済額	レベル3 への(か らの)振 売却目的へ 替		2019年 12月31日 現在の残高
		動	の変動				替	の振替	
資産									
売買目的金融資産	63	-	-	17	(6)	-	-	-	74
公正価値測定に指定した金融資産	8	-	-	1	(7)	(1)	-	-	1
強制的に公正価値で測定される金融資産	1,563	94	-	400	(738)	(106)	-	-	1,213
デリバティブ	256	8	-	-	-	(138)	(12)	-	114
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	464	2	10	10	(31)	-	-	(229)	226
負債									
デリバティブ	123	59	-	-	-	(115)	(1)	-	66
公正価値測定に指定した金融負債	-	-	-	-	-	-	-	-	-

当報告期間末時点でレベル3として保有された資産および負債に関連して、当期の損益計算書に認識された利益 / (損失) 額合計を下表に示す。

損益に認識されたレベル3の金融商品の利益 / (損失)

単位：百万ユーロ	報告期間末時点で保有されている金融商品	報告期間末時点でもはや保有されていない金融商品	合計
2020年6月30日現在			
資産			
売買目的金融資産	(144)	1	(143)
公正価値測定に指定した金融資産	-	-	-
強制的に公正価値で測定される金融資産	(50)	-	(50)
デリバティブ	144	5	149
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	-	-
負債			
デリバティブ	12	5	17
公正価値測定に指定した金融負債	-	-	-
2019年12月31日現在			
資産			
売買目的金融資産	-	-	-
公正価値測定に指定した金融資産	-	-	-
強制的に公正価値で測定される金融資産	71	23	94
デリバティブ	8	-	8
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	2	-	2
負債			
デリバティブ	36	23	59
公正価値測定に指定した金融負債	-	-	-

レベル3の金融商品の評価に当たり、より有利な合理的仮定を用いた場合の損益計算書への潜在的な税引前影響額は127百万ユーロ（2019年度は90百万ユーロ）であり、その他の包括利益への潜在的な税引前影響額は4百万ユーロ（2019年度は3百万ユーロ）である。レベル3の金融商品の評価に当たり、より不利な合理的仮定を使用した場合の損益計算書への潜在的な税引前影響額はマイナス127百万ユーロ（2019年度はマイナス69百万ユーロ）であり、その他の包括利益への潜在的な税引前影響額はマイナス3百万ユーロ（2019年度はマイナス3百万ユーロ）である。

公正価値で測定するレベル3の金融資産には主にプライベート・エクイティ持分が含まれる。公正価値で測定するこれらレベル3の金融資産合計額は1,138百万ユーロ（2019年度は1,117百万ユーロ）である。これらプライベート・エクイティ持分の評価に係る重要な観察不能なインプットはEBITDAに適用されるマルチプルである。加重平均マルチプルは7.5倍（2019年度は8.8倍）であり、その幅はマルチプルのマイナス1（不利な仮定）からプラス1（有利な仮定）である。

13. 関連当事者

ラボバンクは通常の業務において関連当事者との間で様々な取引を行う。財務上もしくは経営上の決定において、一方の当事者が他方の当事者を支配する能力、または他方の当事者に重大な影響力を行使する能力を有する場合、両者は関連当事者とみなされる。ラボバンクの関連当事者には、とりわけその共同支配企業、関連会社および重要な経営幹部が含まれる。関連当事者間の取引にはサービスの授受、賃貸借、金融契約に基づく譲渡および保証または担保の提供が含まれる。2020年度上半期には、ラボバンクの当期中の財政状態または業績に重大な影響を与える関連当事者間取引は発生しなかった。

14. 信用関連の偶発債務

信用関連の偶発債務は、貸出、金融保証、信用状、およびその他の貸出関連金融商品の形で信用供与を承認された資金の未使用部分を表している。信用関連の偶発債務は61十億ユーロ（2019年度は58十億ユーロ）である。訴訟に関連する偶発債務は注記9「法的手続および仲裁手続」に開示されている。

15. 売却目的固定資産および負債

売却目的固定資産は263百万ユーロ（2019年度は435百万ユーロ）であり、ラボバンク・インドネシアの売却に関連する資産39百万ユーロ、国内リテール・バンキング・セグメントおよび不動産セグメントで保有する様々な種類の不動産107百万ユーロ、ならびにアフリカの金融サービス・プロバイダーに対する持分108百万ユーロが含まれている。これらの帳簿価額は、使用の継続ではなく売却を通じて実現される見込みである。

ラボバンク・インドネシアの売却

ラボバンクは2020年5月4日に、銀行免許を含むラボバンク・インドネシアに対するラボバンクの持分を売却するための条件付売買契約書の改訂版に署名した。取引は2020年度下半期に完了する見込みである。2020年6月30日現在、ラボバンク・インドネシアはIFRS第5号に基づき売却目的保有に分類されている。それらの資産および負債はホールセール・アンド・ルーラル・セグメントに含まれており、帳簿価額で測定されている。

16. 事業セグメント

ラボバンクが会計報告に使用している事業セグメントは、経営上の視点から定義されたものである。これは、各セグメントがラボバンクの戦略的経営の一部としてレビューされ、異なるリスクおよびリターンを伴う事業に関する意思決定のために使用されることを意味している。

ラボバンクは、国内リテール・バンキング（DRB）、ホールセール・アンド・ルーラル（W&R）、リース、不動産開発、およびその他のセグメントという5つの主要事業セグメントを設けている。

- ・ DRBIは、主として地方ラボバンク、オプフィオンおよびファイナンシャル・ソリューションズが行う事業から成っている。
- ・ W&Rは、オランダの卸売事業を支援している。またオランダ国外では、食品・農業セクターに重点を置いている。このセグメントは企業向けバンキング事業を行うと共に、マーケット、アクイジション・ファイナンス、グローバル・コーポレート・クライアント、エクスポート・アンド・プロジェクト・ファイナンス、トレード・アンド・コモディティ・ファイナンス、ファイナンシャル・インスティテューションズ・グループおよびラボ・コーポレート・インベストメンツなどのグローバルな業務を行う部門も統括している。またこのセグメントには、ラボバンクブランドのもとでの国際ルーラル事業も含まれている。
- ・ リース・セグメントの中では、DLLがリース活動に責任を負い、幅広いリース商品を提供している。DLLは、アセット・ファイナンス関連の商品の販売において世界中の製造企業、ベンダーおよび販売企業を支援している。
- ・ 不動産開発は、主にBPDの事業で構成されている。中核事業は住宅開発である。
- ・ ラボバンク内のその他のセグメントには様々なサブセグメントが含まれるが、いずれも独立セグメントとして掲記すべき開示の基準を満たしていないものである。このセグメントは主に関連会社（特にアフメア B.V.）への投資、トレジャリーおよび本社の活動の財務実績で構成される。

ラボバンクの総収益の10%超を占める顧客はいない。様々な事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件に基づいて行われる。事業セグメント間には、事業活動によるものを除き、他の重要な包括利益は存在しない。セグメントに使用されている財務報告の原則は、注記「作成基準」に記載されたものと同じである。経営陣は、主に純受取利息に依拠して各セグメントの業績を評価し、セグメントに配分するリソースに関する意思決定を下すため、セグメントの受取利息は支払利息控除後の金額で表示されている。

ラボバンクは本社機能の人件費に関連する費用分担を「その他一般管理費」から「人件費」に配賦することを決定し、これらの事業セグメントにおけるコストの内容をより包括的に反映されるように変更した。過年度のセグメント情報の金額は、内部管理報告との整合性を図るため修正再表示されている。

事業セグメント

単位：百万ユーロ	国内 リテール・ バンキング	W&R	リース	不動産開発	その他の セグメント	連結効果	合計
2020年度上半期							
純受取利息	2,392	1,165	550	(4)	(1)	(2)	4,100
純受取手数料	665	137	53	1	(3)	(8)	845
その他収益	(3)	81	148	110	(73)	4	267
収益	3,054	1,383	751	107	(77)	(6)	5,212
人件費	1,326	633	275	44	98	(25)	2,351
その他一般管理費	395	72	97	16	17	(43)	554
減価償却費および償却費	41	40	13	4	32	66	196
営業費用	1,762	745	385	64	147	(2)	3,101
金融資産に係る減損費用	471	698	272	1	-	-	1,442
規制上の賦課金	149	92	18	1	42	-	302
税引前営業利益	672	(152)	76	41	(266)	(4)	367
法人税	167	26	29	11	(93)	-	140
純利益	505	(178)	47	30	(173)	(4)	227
収益に対する費用の比率（規制上の賦課 金を含む、単位：％） ¹	62.6	60.5	53.7	60.7	n/a	n/a	65.3
金融資産に係る減損費用（民間セクター 向け貸出金ポートフォリオの平均に対す る比率、単位：ベースポイント） ²	35	124	153	n/a	n/a	n/a	69
外部資産 のれん	275,525 322	143,685 -	36,890 70	3,272 -	160,745 -	- -	620,117 392
民間セクター向け貸出金ポートフォリオ	270,685	110,461	32,404	264	1,588	-	415,402

1 営業費用に規制上の賦課金を加算した金額を、収益で除した比率

2 年換算した金融資産に係る減損費用を、民間セクター向け貸出金ポートフォリオの6ヶ月間の平均値で除した比率

単位：百万ユーロ	国内 リテール・ バンキング	W&R	リース	不動産開発	その他の セグメント	連結効果	合計
金融資産に係る減損引当金および信用 関連の偶発債務							
2020年1月1日現在の残高	2,124	1,596	357	14	-	-	4,091
当初認識および取得による増加	74	32	50	-	-	-	156
認識中止による減少	(160)	(62)	(18)	-	-	-	(240)
信用リスクの変動による変動	600	708	262	1	-	-	1,571
当年度の不良債権の償却	(198)	(131)	(79)	-	-	-	(408)
その他調整	-	(113)	(10)	-	-	-	(123)
2020年6月30日現在の残高	2,440	2,030	562	15	-	-	5,047
ステージ1	312	298	146	1	-	-	757
ステージ2	513	184	176	-	-	-	873
ステージ3	1,615	1,548	240	14	-	-	3,417
2020年6月30日現在の残高	2,440	2,030	562	15	-	-	5,047

単位：百万ユーロ	国内		その他の				連結効果	合計
	リテール・ バンキング	W&R	リース	不動産開発	セグメント			
2019年度上半期								
純受取利息	2,679	1,238	522	(7)	(218)	-	4,214	
純受取手数料	669	216	64	6	(7)	(25)	923	
その他収益	35	245	135	126	(15)	23	549	
収益	3,383	1,699	721	125	(240)	(2)	5,686	
人件費	1,332	699	266	43	102	(50)	2,392	
その他一般管理費	522	228	86	19	(65)	(24)	766	
減価償却費および償却費	52	38	15	3	30	73	211	
営業費用	1,906	965	367	65	67	(1)	3,369	
金融資産に係る減損費用	21	334	86	-	(1)	-	440	
規制上の賦課金	124	86	15	1	42	-	268	
税引前営業利益	1,332	314	253	59	(348)	(1)	1,609	
法人税	335	89	75	16	(118)	-	397	
純利益	997	225	178	43	(230)	(1)	1,212	

収益に対する費用の比率（規制上の賦課

金を含む、単位：％） ¹	60.0	61.9	53.0	52.8	n/a	n/a	64.0
金融資産に係る減損費用（民間セクター 向け貸出金ポートフォリオの平均に対す る比率、単位：ペーシスポイント） ²	2	61	52	n/a	n/a	n/a	21

2019年12月31日現在

外部資産	275,885	137,092	37,876	3,201	136,544	-	590,598
のれん	322	-	70	-	-	-	392
民間セクター向け貸出金ポートフォリオ	271,165	112,410	33,169	256	914	-	417,914

1 営業費用に規制上の賦課金を加算した金額を、収益で除した比率

2 年換算した金融資産に係る減損費用を、民間セクター向け貸出金ポートフォリオの6ヶ月間の平均値で除した比率

単位：百万ユーロ	国内		その他の				連結効果	合計
	リテール・ バンキング	W&R	リース	不動産開発	セグメント			
金融資産に係る減損引当金および信用 関連の偶発債務								
2019年1月1日現在の残高	2,267	1,330	265	7	-	-	3,869	
当初認識および取得による増加	120	92	36	-	-	-	248	
認識中止による減少	(283)	(139)	(51)	-	-	-	(473)	
信用リスクの変動による変動	345	660	254	1	(19)	-	1,241	
当年度の不良債権の償却	(324)	(254)	(156)	-	-	-	(734)	
その他調整	(1)	(93)	9	6	19	-	(60)	
2019年12月31日現在の残高	2,124	1,596	357	14	-	-	4,091	
ステージ1	176	158	68	-	-	-	402	
ステージ2	213	76	77	-	-	-	366	
ステージ3	1,735	1,362	212	14	-	-	3,323	
2019年12月31日現在の残高	2,124	1,596	357	14	-	-	4,091	

17. 後発事象

ラボバンクは従前の決定どおり、2020年7月27日付で更新されたECBの勧告を遵守することを決定し、2020年度は通年でラボバンク証書に係る分配金を支払わない予定である。この更新された勧告は、ラボバンク証書の形でラボバンクが分配を行うことを妨げるものではない。ラボバンクは、こうした形形で分配を行う可能性について、慎重かつ全面的に自己の裁量で検討する予定である。

2【その他】

(1)後発事象

第3 3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「(1)業績等の概要」の「最近の動向」を参照のこと。

(2)訴訟

第6 1「中間財務書類」の中間財務諸表に対する注記9「法的手続および仲裁手続」を参照のこと。

3【国際財務報告基準(IFRS)と日本における会計原則及び会計慣行の相違】

項目	国際財務報告基準(IFRS) (2020年6月30日現在のもの)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則) (2020年6月30日現在のもの)
(1) 表示が求められる会計期間 (IAS1.38, 38A)	財務諸表で報告されるすべての金額について、最低1会計期間分の比較情報を開示しなければならない。	前連結会計年度および当連結会計年度の財務諸表を併記する。
(2) 財政状態計算書(貸借対照表)と包括利益計算書(損益計算書)等の様式 (IAS1.10)	<p>下記の財務諸表1、2の作成を求めている。</p> <p> 連結財政状態計算書</p> <p> 連結純損益および包括利益計算書(1計算書方式)、または連結純損益計算書と連結包括利益計算書を別個に作成(2計算書方式) 3</p> <p> 連結持分変動計算書</p> <p> 連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p> 会計方針および注記</p> <p>1 各計算書の名称については他のものを使用することも可。</p> <p>2 過去に遡って会計方針を適用(遡及適用)した場合、財務諸表項目の修正再表示を行った場合、および財務諸表項目の組替を行った場合には、上記財務諸表に加えて、開示される最も古い比較年度の期首財政状態計算書の作成も求められる。</p> <p>3 1計算書方式と2計算書方式のいずれでも可。</p>	<p>下記の財務諸表1の作成を求めている。</p> <p> 連結貸借対照表</p> <p> 連結損益計算書および包括利益計算書(1計算書方式)または連結損益計算書と連結包括利益計算書を別個に作成(2計算書方式) 2</p> <p> 連結株主資本等変動計算書</p> <p> 連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p> 連結附属明細表</p> <p>1 会計方針を遡及適用した場合、財務諸表の修正再表示を行った場合、および財務諸表の組替を行った場合でも、IFRSが求めるような開示されるもっとも古い比較年度の期首貸借対照表の追加作成は不要。</p> <p>2 1計算書方式と2計算書方式のいずれでも可。</p>
(3) 特別(異常)損益の表示 (IAS1.87)	収益または費用のいかなる項目も、異常項目として、包括利益計算書もしくは損益計算書(表示されている場合)または注記のいずれにも表示してはならない。	特別損益に属するものはその内容を示す名称を付した科目をもって表示する。

項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
(4) 連結の範囲 (IFRS10.7)	<p>支配の概念による。 以下の要件を全て満たす場合に支配を有するものと判断される。</p> <p>25 8 A 投資先に対してパワーを有している。</p> <p>25 8 A 投資先への関与から生じる変動リターンにさらされている、もしくは変動リターンに対する権利を有している。</p> <p>25 8 A 投資者のリターンの金額に影響を与えるようなパワーを、投資先に対して行使することができる。</p> <p>(IFRS10, B22, B47)</p> <p>支配の有無を判断する際には、実態を伴う潜在的議決権を考慮する。その際は、投資者が保有する潜在的議決権のみならず、他の当事者が保有する議決権も踏まえて判断する。</p> <p>(IFRS10, B41, B42)</p> <p>投資者が投資先の議決権のうち、過半数に満たない部分しか保有していない場合であっても、いわゆる「事実上の支配」が成立する可能性がある。</p> <p>(IFRS10, 18, B58)</p> <p>支配の有無の判断にあたり、意思決定保有者が意思決定権を本人として自身の利益のために行行使するか、代理人として他の当事者のために行行使するかを考慮しなければならない。</p>	<p>(連結財務諸表に関する会計基準(以下「連結会計基準」第6項,第7項,第13項) 支配力の概念による。</p> <p>親会社が、他の企業の財務および営業または事業の方針を決定する機関(意思決定機関)を支配している場合、当該他の企業に対する支配が存在する。</p> <p>日本基準には、支配の有無の判断にあたり、潜在的議決権の影響や、意思決定権の行使が本人と代理人のいずれの立場として行われるか等を考慮することを明示的に求める規定は存在しない。</p> <p>一方、IFRS第10号の「事実上の支配」に一部類似する考え方として、自らの議決権が過半数に満たない場合であっても、「緊密な者」と「同意している者」が所有する議決権を合わせた判断を行うこと、取締役会の構成、資金調達の状況および方針決定を支配する契約の存在等を考慮することを求める規定が存在する。</p>
(5) 連結の範囲 (例外)	<p>(IFRS10 付録A)</p> <p>IFRS第10号に伴い、すべての子会社を連結しなければならない。日本基準のような例外はない。ただし、以下の投資企業に関する例外規定が適用された場合は除く。</p> <p>(IFRS10, 31-33)</p> <p>一定の要件を満たす投資企業については、子会社を連結せず、当該投資をIAS第39号に基づき、純損益を通じて公正価値で測定する。</p> <p>自身が投資企業ではない親会社は、その連結財務諸表において投資企業の会計処理を適用することは認められない。すなわち、米国基準のようなroll-up処理は認められない。</p>	<p>(連結会計基準第14項)</p> <p>以下の子会社は連結の範囲から除かれる。</p> <p>25 8 A 支配が一時的であると認められる企業</p> <p>25 8 A 利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業</p>

項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
(6) 特別目的事業体(SPE)およびストラクチャード・エンティティ(SE) (IFRS10.7)	投資者が支配を有すると判断されるストラクチャード・エンティティ(SE)についても連結対象に含める。	(連結会計基準第7-2項) (投資事業組合に関する実務上の取扱い) 一定の特別目的会社につき、一定の要件を満たす場合には、オリジネーターの子会社に該当しないものと推定する。 投資事業の場合、基本的には業務執行権限の有無により判断する。
(7) 共同支配の取決め(ジョイント・アレンジメント) (IFRS11.20, 24)	共同契約のうち、共同支配事業(ジョイント・オペレーション)は、自らの資産、負債、収益および費用ならびに/または当事者に共通して発生したそれらに対する持分相当額を認識する方法により会計処理される。ジョイント・ベンチャーは、持分法により会計処理される。	共同支配投資企業は、共同支配企業に対する投資について、連結財務諸表上、持分法を適用する。
(8) のれんの当初認識と非支配株主持分の測定方法 (IFRS3.19, 32)	企業結合ごとに、以下のいずれかを選択できる。 1) 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて認識する方法(全部のれんアプローチ)。 2) 非支配持分は、被取得企業の識別可能純資産の公正価値に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法(購入のれんアプローチ)。	のれんとは、被取得企業または取得した事業の取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される(購入のれんアプローチのみ)。 (連結会計基準第20項) 全面時価評価法により、子会社の資産および負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する。 IFRSで選択できるような、非支配株主持分自体を支配獲得日の時価で評価する処理は認められていない。
(9) のれんの取扱い (IFRS3.B63(a), IAS36.88,90)	規則的な償却は行わず、減損の兆候が無くても毎期1回、さらに減損の兆候がある場合には追加で、減損テストの対象となる。	20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他合理的な方法により償却する。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。 のれんに減損の兆候がある場合に減損損失を認識するかどうか判定する。
(10) 自己創設研究開発費 (IAS38.52-62)	研究費は発生した時点で費用として認識する。 開発費については、技術上の実行可能性や使用または売却するという企業の意図等、一定の要件がすべて立証可能な場合のみ、無形資産として認識する(満たさない場合には発生時に費用処理しなければならない)。 コンピュータ・ソフトウェアの研究開発費に関する個別の指針はない。	研究開発費は、すべて発生時に費用として処理しなければならない。 ソフトウェア制作費のうち、研究開発に該当する部分も研究開発費として費用処理する。

項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
(11) 借入費用の資産計上 (IAS23.5,8)	<p>適格資産とは、意図した使用または売却が可能になるまでに相当の期間を必要とする資産をいう。</p> <p>企業は、適格資産の取得、建設または製造に直接帰属する借入費用を当該資産の一部として資産化しなければならない。また、上記に該当しない借入費用を発生時に費用として認識しなければならない。</p>	<p>固定資産を自家建設した場合には、適正な原価計算基準に従って製造原価を計算し、これに基づいて取得原価を計算する。建設に要する借入資本の利子で稼働前の期間に属するものは、これを取得価額に算入することができる。</p>
(12) 有形固定資産解体および除却費用ならびに原状回復費用等 (IAS16.16(C), 18, IAS37.10, 14, 19, 45, 47, IFRIC1.3, 8)	<p>IAS第37号に従い、引当金の認識要件を満たす解体および除却費用ならびに原状回復費用等は、有形固定資産の取得原価に含める。IAS第37号の引当金には、法的債務および推定的債務が含まれる。</p> <p>有形固定資産が原価モデルで測定されており、引当金に係る割引率が事後的に変更された場合は、引当金を再測定し、変動額を有形固定資産の取得原価に加減する。</p> <p>引当金の割引に関する振戻しは、金融費用として費用計上する。</p> <p>日本基準にある敷金に関する例外処理は、認められない。</p>	<p>資産除去債務計上額を関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。</p> <p>資産除去債務は、有形固定資産の除去に関して法令または契約で要求される法律上の義務およびそれに準ずるものを計上する。</p> <p>資産除去債務の割引率は負債計上時に決定し、その後の変更は行わない(ただし、将来CFの見積額が増加した場合は、その時点の割引率に変更し、減少した場合は負債計上時の割引率を用いる)。</p> <p>時の経過による資産除去債務の調整額は、損益計算書上、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上する。</p> <p>敷金が資産計上されている場合、簡便的に敷金の回収が見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によることができる。</p>
(13) 有形固定資産および無形資産の事後測定 (IAS16.29-31, IAS38.72, 75)	<p>原価モデルまたは再評価モデルのどちらかを会計方針として選択し、同一種類のすべての有形固定資産および無形資産に適用しなければならない。</p> <p>再評価モデルを選択した場合、帳簿価額が報告期間の期末日における公正価値と大きく相違しないよう、再評価を定期的の実施しなければならない。</p>	<p>取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定する(再評価は認められていない)。</p>
(14) 投資不動産当初認識後の測定 (IAS40.30)	<p>原価モデルまたは公正価値モデルの選択が必要である。資産の存続期間にわたって選択したアプローチが変更される可能性は非常に低い。</p>	<p>(注記による開示だけであるため、特に明示された基準はなく)原価モデルのみ。</p>
(15) 投資不動産公正価値モデルでの測定 (IAS40.33, 35, 53A, 53B, 54)	<p>公正価値モデルを選択する企業は、一定の場合を除き、すべての投資不動産を公正価値で評価しなければならない。</p> <p>投資不動産の公正価値の変動は、発生した期の損益として処理される。</p> <p>建設中の投資不動産に関しても原則として同じ考え方であるが、実務を配慮した特別な取扱いが定められている。</p>	<p>該当する基準はない。</p>

項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
(16) 減損プロセス - 減損の認識判定に 用いる数値 (IAS36.59)	1段階アプローチ 減損の兆候が存在する場合には、資産の帳簿価額がその回収可能価額を上回る場合に、その差額を減損損失として認識する。 回収可能価額は処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額となる。	2段階アプローチ 減損の兆候が存在する場合には、最初に回収可能性テスト(資産の帳簿価額を、使用および最終的処分を通じて発生する割引前将来キャッシュ・フローの総額と比較する)を行う。その結果、資産の帳簿価額が割引前キャッシュ・フローの総額よりも大きいため、回収不能と判断された場合、資産の帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額)まで減額するように減損損失を認識する。
(17) 減損損失の戻 入れ (IAS36.110, 117, 124)	のれんに関し、その戻入れは禁止されているが、他の資産については、毎年、減損の兆候について検討しなければならない。戻入れが必要な場合は、過年度に減損がなかったとした場合の(償却または減価償却控除後の)帳簿価額を上限として、減損損失を戻し入れる。	あらゆる資産について禁止される。

項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
(18) リース借手の会計処理当初測定 (IFRS 16.6,8,23,24,26)	<p>「使用権」資産および対応する金融負債は財政状態計算書に認識される。使用権資産および対応するリース負債は、リース期間にわたり未だ支払われていないリース料の現在価値に相当する金額で測定される。</p> <p>短期リース 短期リースはリース期間が12ヶ月以内のリースと定義されている。借手は、短期リースについて認識の免除を選択することができる。この場合、リース料はリース期間にわたり定額法、または借手の便益のパターンをより適切に表す他の規則的な基礎のいずれかで費用として認識される。この選択は、使用権が関連する原資産のクラスごとに行わなければならない。</p> <p>原資産が少額であるリース 借手は、原資産が少額であるリースについて認識の免除を選択することができる。この場合、リース料はリース期間にわたり定額法、または借手の便益のパターンをより適切に表す他の規則的な基礎のいずれかで費用として認識される。</p>	<p>リース取引はオペレーティング・リースおよびファイナンス・リースに分類される。ファイナンス・リースは解約不能かつフルペイアウトの要件を充足するリース取引をいい、以下の判定基準が用いられる。</p> <p><small>25</small> <small>8A</small> リース期間にわたる解約不能のリース料総額の現在価値が、見積現金購入価額の概ね90%以上</p> <p><small>25</small> <small>8A</small> 解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上</p> <p>ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。オペレーティング・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。</p> <p>リース資産およびリース債務の価額は以下のとおり。</p> <p>貸手の購入価額が明らかな場合 所有権移転：貸手の購入価額 所有権移転外：貸手の購入価額、または、リース料総額（残価保証額を含む）の割引現在価値のいずれか低い金額</p> <p>貸手の購入金額が不明の場合 リース料総額（所有権移転の場合は割安購入選択権の行使価額を含む）の割引現在価値または、借手の見積現金購入価額のいずれか低い金額</p> <p>ただし、以下のいずれかを満たす場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができる。</p> <p><small>25</small> <small>8A</small> 重要性が乏しい減価償却資産で、購入時に費用処理する方法が採用され、リース料総額が当該基準額以下のリース取引</p> <p><small>25</small> <small>8A</small> リース期間が1年以内のリース取引</p> <p><small>25</small> <small>8A</small> （所有権移転外のみ）事業内容に照らして重要性の乏しい、契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引</p>
(19) リース借手の会計処理減価償却方法 (IFRS 16.31)	借手は、使用権資産を減価償却する際にIAS第16号「有形固定資産」の減価償却の要求事項を適用しなければならない。	<p>所有権移転外ファイナンス・リースについては、企業の実態に応じたものを選択適用する。自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一である必要はない。</p> <p>所有権移転ファイナンス・リースについては、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を適用する。</p>

項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
(20) リース借手の会計処理 償却期間 (IFRS 16.32)	リース開始日から使用権資産の耐用年数の終了時までの期間と、リース開始日からリース期間の終了時までの期間のいずれか短い期間を償却期間とする。 ただし、リース期間の終了時に所有権が移転する場合または購入オプションの行使が使用権資産の取得原価に反映されている場合(つまり、購入オプションの行使が合理的に確実である場合)には、リース開始日から原資産の耐用年数の終了時までの期間を償却期間とする。	所有権移転外ファイナンス・リースの償却期間は、リース期間(再リース期間をリース期間に含めている場合は、再リース期間を含む年数)である。 所有権移転ファイナンス・リースの償却期間は、リース資産の経済的耐用年数である。
(21) リース貸手の会計処理 分類 (IFRS 16.61-65)	リースは、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合には、ファイナンス・リースに分類される。それ以外の場合にはオペレーティング・リースに分類される。数値基準はない。	リースは、所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが借手に移転する場合には、ファイナンス・リースに分類される。ファイナンス・リースの分類には数値基準がある。上記(18)を参照のこと。
(22) リース貸手の会計処理 ファイナンス・リースの会計処理 (IFRS 16.67, 付録 A)	開始日において、貸手はファイナンス・リース債権を正味リース投資未回収額に等しい金額で認識しなければならない。正味リース投資未回収額は、リース料と無保証残存価値をリースの計算利率で割り引いた現在価値である。	ファイナンス・リースの貸手は、リース開始日にリース債権(リース投資資産)を認識する。利息相当額は、次のいずれかの方法を継続的に適用して各期へ配分される。 (1) リース取引開始日に売上高と売上原価を計上 (2) リース料受取時に売上高と売上原価を計上 (3) 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分 各期における利息相当額は、いずれの方法を採用しても、同額となる。
(23) リース貸手の会計処理 オペレーティング・リースの会計処理 (IFRS 16.81)	リース料は定額法で、または他の規則的な基礎の方が原資産の使用による便益が減少するパターンをより適切に表す場合には当該基礎を適用して、収益として認識される。	リース料はリース期間にわたり収益として認識される。
(24) 金融商品の当初測定 (初日の利得/損失)	通常は取引価格が金融商品の当初認識日における公正価値の最善の証拠とされる。 ただし、金融商品の当初認識時の公正価値が取引価格と異なると判断される場合、その当初認識時の公正価値について、同一の資産または負債の活発な市場における相場価格の証拠があるとき、または観察可能な市場からのデータのみを用いた評価技法に基づいているときには、当初認識時の公正価値と取引価格との差額は初日の利得または損失として認識する。 これに対して、上記条件を満たさない評価技法に基づく当初認識時の公正価値が取引価格と異なる場合には、当初認識時の公正価値と取引価格との差額は初日の利得または損失として認識しない。(IFRS9.B5.1.2A、B5.2.2A)	時価と取引価格が異なる場合、差額は取引の実態に応じて処理するものとされ、具体的な取扱いは明記されていない。(金融商品会計に関する実務指針 243)

項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
(25) 金融資産の分類	<p>2.5 B.A 負債性金融商品に対する投資</p> <p>負債性金融商品に対する投資は、事業モデルと契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいて以下の3つの測定区分に分類される。</p> <p>(1) 償却原価：契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で金融資産が保有されており、かつ、対象となる金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払いのみ（SPPI）からなる場合</p> <p>(2) その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）：契約上のキャッシュ・フローの回収および売却の両方により目的が達成される事業モデルの中で金融資産が保有されており、対象となる金融資産の契約上のキャッシュ・フローがSPPIからなる場合</p> <p>(3) 純利益を通じて公正価値（FVPL）：金融資産が上記のいずれにも該当しない場合</p> <p>2.5 B.A 資本性金融商品に対する投資</p> <p>資本性金融商品に対する投資は純損益を通じて公正価値で測定される。しかし、当初認識時に、売買目的で保有されていない資本性金融商品の公正価値の変動を、その他の包括利益に表示するという取消不能な選択をすることができる（OCIオプション）。その他の包括利益に表示された金額を事後的に純損益に振り替えてはならない。しかし、企業が利得または損失の累計額を資本の中で振り替えることはできる。</p> <p>(IFRS 9.4.1.1, 4.1.2, 4.1.2A, 4.1.3, 4.1.4, 5.7.5, B5.7.1, B5.7.1A)</p>	<p>金融資産は、原則として法的形態をベースに、有価証券、債権、金銭の信託、デリバティブなどに分類して規定が定められている。さらに、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社および関連会社株式、その他有価証券に分類される。</p>

項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
(26) 金融資産の認識の分類の変更	<p>企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合に、かつその場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を分類変更しなければならない。</p> <p>金融資産を分類変更する場合には、企業は分類変更日から将来に向かって分類変更を適用しなければならない。</p> <p>(IFRS 9.4.4.1, 5.6.1)</p>	<p>原則として、有価証券の保有目的区分は当初の意図に基づくものであり、正当な理由がなく変更することはできない。</p> <p>満期保有目的の債券からの再分類を行った場合には、その後2事業年度内の満期保有目的の債券への分類を禁止する規定がある。</p> <p>なお、資金運用方針の変更または法令もしくは基準などの改正もしくは適用に伴い、有価証券のトレーディング取引を行わないこととした場合には、すべての売買目的有価証券をその他有価証券に振り替えることができる。</p> <p>逆に、有価証券のトレーディング取引を開始することとした場合、または有価証券の売買を頻繁に繰り返したことが客観的に認められる場合には、その他有価証券を売買目的有価証券に振り替えなければならない。</p>
(27) 金融資産の認識の中止 (IFRS 9)	<p>リスク経済価値アプローチに基づき、金融資産の認識を中止する。</p> <p>金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも、ほとんどすべてを保持しているわけでもない場合は、「支配」の有無を検討する。引き続き支配を保持している場合は、継続的関与アプローチに基づき認識を継続する。</p>	<p>財務構成要素アプローチに基づき、金融資産の消滅を認識する。</p>
(28) 公正価値オプション	<p>25 金融資産</p> <p>IFRS第9号では、測定または認識の不整合(「会計上のミスマッチ」と呼ばれることがある。)を除去または大幅に低減する場合にのみ当初認識時において金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすること(公正価値オプション)が認められる。</p> <p>25 非金融資産</p> <p>非金融資産にデリバティブが組込まれている場合に公正価値オプションを適用できる(ただし、組込デリバティブがキャッシュ・フローの大幅な変更をもたらさない場合、または、類似の混合金融商品が最初に検討される際に組込デリバティブの分離が禁じられることがほとんど分析なしに明らかな場合を除く)。</p> <p>(IFRS 9.4.1.5, 4.3.5)</p>	<p>公正価値オプションの概念は存在しない。</p>

項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
(29) 測定	<p>損益を通じて公正価値で測定されない金融資産の場合、企業は、当初認識時において、その公正価値の算定には取得に直接起因する取引費用を加えた金額で当該金融資産を測定しなければならない。組込デリバティブを伴う金融資産は、そのキャッシュ・フローが元本と利息の支払いのみで構成されているか否かの判断時に全体的に検討される。デリバティブは、公正価値で当初認識され、その後も損益を通じて公正価値で測定される。(IFRS 9.5.1.1)</p> <p>負債性金融商品</p> <p>償却原価 (AC) これらの金融資産は、償却原価で測定され、これらの金融資産からの受取利息は実効金利法を使用して純受取利息として認識される。認識の中止から利益または損失が発生した場合、直接損益に認識される。(IFRS 9.5.4.1, 5.7.2)</p> <p>その他の包括利益を通じた公正価値 (FVOCI) これらの負債性金融商品は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される。その帳簿価額の変動はOCIを通じて計上されるが、減損損益、受取利息および為替換算損益は損益に認識される。当該金融資産の認識が中止された場合、それまでOCIに認識されていた累積損益は資本から損益に再分類される。これらの金融資産からの受取利息は実効金利法を使用して純受取利息として認識される。(IFRS 9.5.7.10)</p> <p>損益を通じた公正価値 (FVPL) 当初認識後にFVPLで測定される負債性金融商品に係る利益または損失は、これが発生した期間における損益を通じて公正価値で認識される。(IFRS 9.5.7.1)</p>	<p>売買目的有価証券は時価で測定され、公正価値の変動は損益に認識される。</p> <p>満期保有目的の債券は償却原価で測定され、原則として利息法によるものとするが、継続適用を条件として、簡便法である定額法を採用することができる。</p> <p>その他有価証券は、時価で測定する。時価の変動額(評価差額)は、a)純資産の部に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、もしくは(継続適用を条件に)b)個々の有価証券について、時価が取得原価を上回る場合には純資産の部に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。</p> <p>債権は償却原価で測定され、原則として利息法によるものとするが、契約上、元金の支払いが弁済期限に一括して行われる場合または規則的に行われる場合に、定額法を採用することができる。</p> <p>非上場株式は時価を把握することが極めて困難な有価証券として取り扱われ、取得原価で測定される。このような時価を把握することが極めて困難な株式については、株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額(保有株式数に、一株あたり純資産を乗じて計算される)が著しく低下したときに、減損損失が認識される。</p>

項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
	<p>資本性金融商品</p> <p>企業は、当初認識後にすべての資本性金融商品を公正価値で測定しなければならない。株式投資に係る公正価値損益をOCIに表示することを選択した場合、当該商品の認識を中止した後に事後的に公正価値損益を損益に再分類することはない。</p> <p>損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動は、損益計算書に認識される。</p> <p>(IFRS 9.5.2.1, 9.5.7.1, B5.2.3, B5.7.1)</p>	
(30) 外貨建金融資産	<p>企業は、IAS第21号を、IAS第21号に従った貨幣性項目であり、かつ、外貨で表示されている金融資産および金融負債に適用する。IAS第21号は、貨幣性資産および貨幣性負債についての為替の利得および損失を純損益に認識することを求めている。</p> <p>例外は、キャッシュ・フロー・ヘッジ、純投資のヘッジまたはOCIオプションに従って公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを企業が選択した資本性金融商品の公正価値ヘッジのいずれかにおいてヘッジ手段として指定されている貨幣性項目である。</p> <p>(IFRS 9.B5.7.2)</p>	<p>外貨建その他有価証券の評価差額に関して、取得原価または償却原価に係る換算差額も評価差額と同様に処理する。</p> <p>すなわち、外貨建の売買目的有価証券および満期保有目的の債券の換算差額は損益計算書で認識され、外貨建のその他有価証券の換算差額は</p> <p>a) 純資産の部に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、もしくはb) 個々の有価証券について、時価が取得原価を上回る場合には純資産の部に計上し、下回る場合には損益計算書に計上される。</p> <p>上記に加え、外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理することもできる。</p>
(31) 減損適用範囲	<p>減損(損失評価引当金)の対象となる金融商品は次のとおり。</p> <p>²⁵_{B A} 償却原価で測定する金融資産 (IFRS 9.4.1.2)</p> <p>²⁵_{B A} FVOCIで測定される金融資産 (IFRS 9.4.1.2A)</p> <p>²⁵_{B A} IAS17(またはIFRS16)「リース」に従って会計処理されるリース債権</p> <p>²⁵_{B A} IFRS15「顧客との契約から生じる収益」に従って認識および測定される契約資産</p> <p>²⁵_{B A} ローン・コミットメント(IFRS 9.2.1(g), 4.2.1(d))(*)</p> <p>²⁵_{B A} 金融保証契約(IFRS 9.4.2.1(c))(*)</p> <p>* 純損益を通じて公正価値で測定するものは含まない。</p> <p>(IFRS 9.5.5.1)</p> <p>なお、FVPLで測定される金融資産およびOCIオプションを選択した資本性金融商品には減損(損失評価引当金)の要求事項は適用されない。</p>	<p>貸倒引当金の対象となる金融商品は、法的形式が債権であるもの(売掛金、受取手形、売掛金、貸付金、リース債権等)である。時価を把握することが極めて困難と認められる社債その他の債券も、債権に準じて貸倒引当金を設定する。</p> <p>当座貸越契約および貸出コミットメントは金融商品会計基準の対象であるが、会計処理の定めはない。貸手は、未使用のコミットメント残高を注記する。</p> <p>債務保証契約は、引当金の要件に該当する場合には引当金を計上し、それ以外の場合は債務保証の金額を注記する。</p>

項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
(32) 減損 予想信用損失の測定 一般的なアプローチ	<p>損失評価引当金は、金融商品の「信用リスクが当初認識時以降に著しく増大」しているかどうかを判断し、判断結果に応じて測定する。</p> <p>(1) 信用リスクが当初認識時以降に著しく増大していない金融商品(「ステージ1」): 「12ヶ月の予想信用損失」と同額で損失評価引当金を測定 12ヶ月の予想信用損失とは、全期間の予想信用損失のうち、ある金融商品について報告日後12ヶ月以内に生じ得る「債務不履行」事象から生じる予想信用損失を表す部分をいう。</p> <p>(2) 信用リスクが当初認識時以降に著しく増大している金融商品(「ステージ2」、「ステージ3」): 「全期間の予想信用損失」と同額で損失評価引当金を測定 全期間の予想信用損失とは、当該金融商品の存続期間にわたるすべての生じ得る「債務不履行」事象から生じる「予想信用損失」をいう。 (IFRS 9.5.5.3, 5.5.5, 付録A)</p>	<p>貸倒引当金の算定は、以下の(1)から(3)の区分に応じて測定する。</p> <p>(1) 一般債権 過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。貸倒損失の過去のデータから貸倒実績率を算定する期間は、一般には、債権の平均回収期間が妥当とされている。</p> <p>(2) 貸倒懸念債権 以下のいずれかの方法による。 <small>5A</small> 債権額から担保の処分見込額および保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態および経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法 <small>5B</small> 債権の元本および利息に係るキャッシュ・フローを合理的に見積り、当期末まで当初の約定利率または実効利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法</p> <p>(3) 破産更生債権等 債権額から担保の処分見込額および保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする方法 (注) IFRS第9号のような当初認識後の信用リスクの増大を考慮した相対的アプローチではなく、現時点における信用リスクを考慮した絶対的アプローチによっていると考えられる。また、基本的には常に全期間の予想信用損失を考慮していると考えられる。 (金融商品に関する会計基準第27項、28項、金融商品会計実務指針第109項-117項)</p>
(33) 減損の戻入れ (IFRS 9)	<p>減損損失の減少は、減損認識後の事象と客観的に関連付けられる場合、戻し入れなければならない。</p>	<p>減損の戻入れは行われない。</p>
(34) 貸出コミットメント	<p>当初認識時において、貸出コミットメントが、公正価値オプションとして指定されている場合、現金または他の金融商品の引渡しまたは発行による純額決済が可能である場合、または、市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントの場合、公正価値で評価される。 上記以外は、IFRS第9号の(当初認識時の)適用範囲から除外されている。 ただし、この場合でも、当初認識後はIFRS第9号の減損の要求事項が適用される。 (IFRS 9.2.1(g), 2.3, 5.1.1)</p>	<p>(金融商品実務指針第139項) 貸出コミットメントはオフバランス取引である。 当座貸越契約(これに準ずる契約を含む。)および貸出コミットメントについて、貸手である金融機関等は、その旨および極度額または貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記する。</p>

項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
(35) 金融負債と資本の区分 (IAS32.11, 16A-16D, 15, 18)	IAS第32号にて、金融負債と資本の区分に関する包括的な規定が設けられており、金融商品の契約の実質ならびに金融負債、資本性金融商品の定義に基づき区分しなければならない。	金融負債と資本の区分に関する包括的な規定は存在しない。
(36) 自己の信用リスク (IFRS 9)	金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債(売買目的負債および公正価値オプション)および償却原価で測定される金融負債に分類される。 公正価値オプションを適用した金融負債について、当該負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動はその他の包括利益に表示しなければならない。ただし、この処理が純損益における会計上のミスマッチを創出または拡大する場合は、負債の信用リスクの変動の影響を含む全ての利得または損失を純損益に表示しなければならない。 (IFRS 9.4.2.1, 4.2.2, 5.7.7, 5.7.8)	支払手形、買掛金などの金銭債務は、債務額をもって貸借対照表価額とし、社債については社債金額より低いまたは高い価額で発行した場合には償却原価で評価する必要がある。
(37) 組込デリバティブの分離要件 (金融資産が主契約の場合) (IFRS 9)	(IFRS 9.4.3.2) 主契約がIFRS第9号の範囲内の金融資産である場合は、組込デリバティブを分離せず、当該金融商品全体について分類の判定を行う。	複合金融商品に組込まれた組込デリバティブは、次のすべての要件を満たした場合、主契約から区分して時価評価される。 25 B A 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産または金融負債に及ぶ可能性がある 25 B A 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たす 25 B A 当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されない 上記の要件を満たさない場合でも、管理上組込デリバティブを区分して管理している場合には主契約と組込デリバティブを区分して会計処理することができる。
(38) 組込デリバティブの分離要件 (非金融商品が主契約の場合) (IFRS 9)	(IFRS 9.4.3.3) 組込デリバティブは、次のすべての要件を満たす場合、かつ、その場合にのみ、主契約から区分して公正価値評価する。 25 B A 組込デリバティブの経済的特徴およびリスクが、主契約の経済的特徴およびリスクに密接に関連していない 25 B A 組込デリバティブと同一条件の別のデリバティブが、デリバティブの定義を満たす 25 B A 当該混合金融商品について、公正価値変動が純損益に反映されない	非金融商品が主契約となる組込デリバティブに関する規定は存在しない。

項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
(39) ヘッジ会計の 手法 (IAS39, IFRS 9)	公正価値ヘッジ(ヘッジ対象の特定の リスクに係る公正価値の変動と、ヘッ ジ手段の公正価値の変動を、ともに損 益として認識・計上する)、キャッ シュ・フロー・ヘッジ(ヘッジ手段の 公正価値変動のうち、有効部分を資本 の部に直接計上する)、および在外営 業活動体に対する純投資のヘッジにつ いて、ヘッジ会計の会計処理が行われ ている。 ラボバンクは、マイクロ・キャッシュ・ フロー・ヘッジ会計についてのみIFRS 第9号を適用している。IFRS第9号は 金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ に関するソリューションを提供してい ないため、経営陣は、マクロ公正価値 ヘッジ会計について、引き続きIAS第39 号に基づくヘッジ会計のソリューショ ンを適用している。	原則として、ヘッジ手段に係る損益または評価 差額を、税効果を考慮のうえ、原則、純資産の 部において繰り延べる。 ただし、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に 反映させる時価ヘッジも認められる。
(40) ヘッジ非有効 部分の処理 (IFRS 9)	(IFRS9.6.5.3, 6.5.11(c)) ヘッジの非有効部分は、純損益に認識 する必要がある。 OCIオプションを選択した資本性金融商 品に対する投資を公正価値ヘッジの ヘッジ対象に指定する場合(かつ、そ の場合のみ)、ヘッジの非有効部分は その他の包括利益に表示され、純損益 に振り替えられることはない。	(金融商品実務指針第172項) ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要 件が満たされている場合には、非有効部分につ いても繰延処理することができる。 非有効部分を合理的に区分できる場合には、当 期の損益に計上することができる。
(41) 金利スワップ の特例処理	該当する基準はなく、このような処理 は認められない。	(金融商品会計基準第107項) 一定の条件を満たす場合には、金利スワップを 時価評価せず、金利スワップに係る利息を直 接、金融資産・負債に係る利息に加減して処理 することが認められる。
(42) 未払有給休暇 (IAS19.13-18)	累積型については、将来の有給休暇に 対する権利を増加させる勤務に従業員 が提供したときに、有給休暇に係る予 想コストを認識することが求められる。 非累積型については、休暇取得時に認 識する。	該当する基準はない。
(43) 確定給付制度 - 資産計上など (IAS19.8, 64)	確定給付制度において積立超過がある 場合、正味確定給付制度資産として認 識しうる額は、当該積立超過の額また はアセット・シーリングのいずれか低 い金額に制限される。	(退職給付に関する会計基準「以下「退職会計 基準」第13項) 年金資産の額が退職給付債務を超える場合に は、資産として計上する(なお、個別財務諸表 については別個の定めがある(「退職会計基 準」第39(1)項)。

項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
(44) 確定給付制度 - 数理計算上の差異 (IAS19.8, 63)	確定給付制度負債(または資産)の純額を財政状態計算書に認識しなければならない(そのため、数理計算上の差異の遅延認識は認められない)。その他の包括利益で認識された当該差異の純損益への振替は認められない。	<p>(退職会計基準第15項、第24項、注7、退職給付に関する会計基準の適用指針(以下「退職給付適用指針」第33-40項、第43項)</p> <p>数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。また、当期に発生した未認識数理計算上の差異は税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部に計上する(なお、個別財務諸表については別個の定めがある(「退職会計基準」第39(1)項))。</p> <p>その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異のうち、当期に費用処理された部分について、その他の包括利益の調整(組替調整)を行う(なお、個別財務諸表については組替調整は行わない(「退職会計基準」第39(2)項))。</p> <p>数理計算上の差異については、未認識数理計算上の差異の残高の一定割合を費用処理する方法によることができる。数理計算上の差異については、当期の発生額を翌期から費用処理する方法を用いることができる。</p> <p>過去勤務費用と数理計算上の差異の費用処理年数は別個に設定することが可能である。</p>
(45) 確定給付年金制度 - 確定給付制度債務の期間配分方法 (IAS19.67, 70)	原則：給付算定式方式 例外：定額方式(後期の年度の勤務が初期の年度より著しく高い水準の給付を生じさせる場合)	<p>(退職会計基準第19項、退職給付適用指針第11項、第12項、第13項)</p> <p>計算方法は、以下の選択適用となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間定額基準 ・給付算定式基準(IAS19号と同様) <p>なお、給付算定式基準に従う給付額が著しく後加重であるときには、当該後加重である部分の給付については、当該期間(退職給付に関する会計基準の適用指針第13項参照)の給付が均等に生じるとみなして、定額で期間帰属させる。</p>
(46) 確定給付年金制度 - 割引率 (IAS19.83)	以下の順序で検討する。 割引率は、退職後給付債務と同一通貨で同様の期日を有する優良社債の(報告期間の末日現在の)市場利回りを参照して決定する。 そのような社債について厚みのある市場が存在しない場合には、報告期間の末日現在における国債の市場利回りを使用しなければならない。	<p>(退職会計基準第20項、注6、退職給付適用指針第24項)</p> <p>安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する(検討にあたり順序はない)。</p> <p>割引率の基礎とする安全性の高い債券の利回りとは、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りをいう。</p>

項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
(47) 確定給付年金制度 - 期待運用収益率 (IAS19.123)	期待運用収益という概念はない。上記で算定された割引率を確定給付制度負債(資産)の純額に乗ずることで、確定給付制度負債(資産)の純額に係る利息純額を算定する。	(退職会計基準第23項、退職給付適用指針第21項、第25項) 期待運用収益は、期首の年金資産の額(期中に年金資産の重要な変動があった場合には、これを反映させる)に合理的に期待される収益率(長期期待運用収益率)を乗じて計算する。 長期期待運用収益率は、年金資産が退職給付の支払に充てられるまでの時期、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針および市場の動向等を考慮して設定する。
(48) 確定給付年金制度 - 過去勤務費用 (IAS19.103)	制度が改訂または縮小された時と、会社に関連するリストラ費用や解雇給付を認識した時のいずれか早い時期に過去勤務費用を純損益として認識する。	(退職会計基準第15項、第25項、注9、注10、退職給付適用指針 第33項、第41項、第42項、第43項) 過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する。また、当期に発生した未認識過去勤務費用は税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部に計上する(なお、個別財務諸表については別個の定めがある(「退職会計基準」第39(1)項))。その他の包括利益累計額に計上されている未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分について、その他包括利益の調整(組替調整)を行う(なお、個別財務諸表については組替調整は行わない(「退職会計基準」第39(2)項))。 過去勤務費用については、未認識過去勤務費用の残高の一定割合を費用処理する方法によることができる。この場合の一定割合は、過去勤務費用の発生額が平均残存勤務期間以内に概ね費用処理される割合としなければならない。数理計算上の差異については、当期の発生額を翌期から費用処理することができるが、過去勤務費用については同様の処理を認める規定が存在しない。 退職従業員に係る過去勤務費用は、他の過去勤務費用と区分して発生時に全額を費用処理することができる。 過去勤務費用と数理計算上の差異の費用処理年数は別個に設定することが可能である。

項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
(49) 顧客との契約から生じる収益 (IFRS 15)	<p>中心となる原則を「約束した財またはサービスの顧客への移転を、当該財またはサービスと交換で企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように収益を認識しなければならない」と定めた上で、収益認識を以下の5つのステップに分けている。</p> <p>ステップ1：顧客との契約を識別する ステップ2：契約における履行義務を識別する ステップ3：取引価格を算定する ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する（IFRS15.1N7）</p> <p>この基準は、金融商品、保険契約またはリース契約には適用されない。（IFRS15.2, 5, 7）</p>	<p>日本においては出荷基準、検収基準等の収益認識基準があるが、当中間会計期間末において適用可能なIFRSのような包括的な規定はない。</p> <p>2018年3月30日に、IFRSにおける収益認識基準と大部分において類似している「収益認識に関する会計基準」が企業会計基準委員会より公表されており、2021年4月1日以後開始する事業年度から適用され、2018年4月1日以後開始する事業年度から早期適用も認められている。</p>

第7【外国為替相場の推移】

日本円とユーロの交換に関する為替相場は、国内において発行される2紙以上の日刊新聞紙に、当上半期中毎日掲載されているため、本書におけるその記載を省略する。

第8【提出会社の参考情報】

当社は、当事業年度開始日から本書提出日までの間に下記の書類を関東財務局長に提出した。

書類名	提出日
発行登録書（売出）	2020年4月24日
有価証券報告書	2020年6月10日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当なし

第3【指数等の情報】

該当なし